

# 2024年8月期全塾協議会定例会議事録

2024年11月18日

全塾協議会

全塾協議会塾生議会規則第11条に基づき、2024年8月24日に開催された全塾協議会定例会の議事録を公開する。ただし、役職役名並びに条数は議会当時のものである。また、協議事項については発言録となっている。

全塾協議会塾生議会規則第11条に基づき、第8代塾生代表の署名を以て本議事録を公開する。ただし、当時の議長の署名が得られていないため、真正なものとして認められていない。当時の議長の署名が得られた時点で真正なものであるとする。

(署名)

第8代塾生代表

内田光紀

内田光紀

## 議事概要記録

名称	2024年8月期全塾協議会定例会
場所	オンライン(Zoom)
日時	2024年8月24日 13:00~18:00

### 塾生代表・塾生議員出欠席

	塾生代表	内田光紀
塾生議員	議長	亀井佑馬
		岩切太志
		國武悠人

### 次第

項目	担当者
1. 開会宣言	塾生代表 内田光紀
2. 塾生代表挨拶	塾生代表 内田光紀
3. 定足数確認	司会(中央機関総務部員)
4. 配布資料の確認	
5. 議長の確認	
6. 議事	以下参照
7. 連絡事項	司会(中央機関財務部員)
8. 閉会宣言	議長 亀井佑馬



## 議決事項

議案識別子	議案提出者	議案名	可否
20240824-01	塾生代表 内田光紀	中央機関業務報告	採決なし
20240824-02	塾生代表 内田光紀	執行役員への任命に係る議案	可決
20240824-03	塾生議員 岩切太志	ヒアリングに基づく学校生活改善に向けた議案	取り下げ
20240824-04	塾生議員 岩切太志	10月塾生代表選挙の運営・広報に関する議案	可決(修正)
20240824-05	塾生議員 岩切太志	全塾協議会選挙投票規則改正に係る議案	取り下げ
20240824-06	塾生代表 内田光紀	塾生議会補欠選挙の責任者選任の議案	可決
20240824-07	塾生代表 内田光紀	全塾協議会塾生議会規則改正に係る議案	可決

2024年11月18日 議事録作成

この議事録が正確であることを証する。

全塾協議会 議長

亀井佑馬

(署名)

# 議事詳細記録

## 1. 開会宣言

塾生代表 内田光紀が開会を宣言した。

## 2. 塾生代表挨拶

塾生代表 内田光紀が挨拶を行った。

## 3. 定足数確認

司会による点呼により、定足数を満たしたことが発表され、本会の成立が確認された。

## 4. 配布資料の確認

司会が、既に配布された資料の確認を行った。

## 5. 議長の確認

司会は、全塾協議会塾生議会規則第3条に基づき、現在の議長が亀井佑馬であることを確認した。

## 6. 議事

### (1) 塾生代表 中央機関業務報告

塾生代表 内田光紀：私から提出した中央機関の業務報告となります。まず執行令に関しまして広報部運営に関する執行令、こちらは一部名称変更して欲しいとの要望がございましたので、そちらの変更を行いました。以下二つに関しましては、今まで制定されていなかった新歓実行委員会の運営と、備品管理委員会の運営に関しまして新たに執行令を制定いたしました。

次に人事に関して、部長以上の人事異動を3名行いました。部長未満は18件となっております。

続いて総務関係は、主に議事録の作成、人事異動、交代承認などを行わせていただきました。

続いて財務は、所属団体の特別支出承認申請の確認を行いました。こちらに関しては別途共有しております資料をご確認いただければと思います。所属団体の予算書・決算書の確認ですね。予算項目に係る協議、2025年度の予算提出がもう既に始まっておりますので、それぞれそちらに関して別途ご案内を差し上げたという形になります。中央機関財務にかかる支出承認は6月付で開催されました塾生代表選挙の際のポスターの支出であったりだとかそういったものに関する支出となっております。財務会計システムはキントーンですね。2025年度からの正式運用に向け整備を行っている最中といった状況になります。

続いて広報関係は、先月期議会でもご報告させていただきましたように、フェイスブックを閉じる段階に入ってきております。その他、執行令のホームページへの掲載であったりだとか、新たな規則の掲載などを行いました。インタビュー記事の作成、所属団体の公募などを現在行っている最中となります。

続いて監査に関しては、所属団体から提出された決算書類の監査を現在監査部にお願いして監査を行っている最中でございます。

続いて政策推進関係に関しましては、コンビニ自販機に関するアンケート、実際にニーズがあるのかどうかを確かめるという意味でアンケートを実施するということでしたので、こちらのアンケートを作成いたしました。ただこちらに関しては、今夏休み期間中で学生の登校があまり見られない、利用があまり見られないということですので、現在アンケートはまだ取れていない状況となります。協生環境推進

室に連絡、こちらは先月議会で議決されました塾生議会、執行役員および協生環境推進室の三者面談の実現に向けてご連絡させていただきました。こちらはまた別途 Slack の方でご連絡させていただければと思います。

続いて新歓事業、こちらは秋の新生歓迎会が迫ってきておりますので、そちらに向けて現在準備を進めております。

続いて選挙事務関係、こちらはまだ委員長人事であったりだとか、その他人事が決定していないのですが、選挙が迫っていることを受けて、まずは委員会の発足ということで委員会という箱のみの設置をさせていただきます。

続いて備品管理関係、こちらは備品の貸し出しに向けて着々と準備が進められているといった現状でございます。

学生スペースに関しましても現在、委員会を発足し関係各所と協議をしている最中でございます。以上が報告となります。議長にお戻しいたします。

議長 亀井佑馬：それでは本件に関しまして質問発言等ある方いらっしゃいますか。発言される方は Zoom の挙手をお願いいたします。

塾生議員 國武悠人：質問なんですけれども、協生環境推進室への連絡というところで、これ議事録に残るものではあるので答えられる範囲で大丈夫なんですけど、感触というか執行部として実現の可能性についての所見というのはどういった形でしょうか？

内田：はい。実はもう既にご回答はいただいています、かなり前向きなご回答をいただいているので、今後実際にいつ行くかであったりだとかどなたが出席するのかというところを含めて詰めていく段階となっております。

國武：ありがとうございます。それに関連して連絡のところで要望していただきたいところとして、やっぱりその後、議事録とか非公開でもいいので、こちらとしては有効な回答を引き出したいというところがあって、議事録の内容は非公開で、もちろんその非公式なものっていう形で進めていただいていたら、結果としてプレスリリースを、プレスリリースとかこういう回答が大学から得られましたよみたいところは、その実際の三者面談が終わった後にもちょっと打ち合わせる機会があればなというふうに思っています。ただただ話して終わりというより、話して何か回答を引き出したいというのが私としてはあるので、そういったところもお伝えいただけると幸いです。以上です。

内田：はい、承知しました。ちょっとそちらに関して実現のところが私どもでは判断しきれないというところがございまして、要望に関しては承りますが、またそちらに関しても Slack でご連絡させていただければと思います。

亀井：はい、では他に質問発言等ある方いらっしゃいますか。はい、岩切さんお願いします。

塾生議員 岩切太志：はい。二つ質問させていただきます。まず私のコンビニ自販機のアンケートについてなんですけれども、夏休み期間中ということだったんですが、アンケートをどうやって取ろうと思っているかっていうのを伺いたいです。

内田：現在まずちょっと確定ではないんですが、こちらのアンケートに関しましては、基本的には掲示を行うか、あるいは実際に昼休みなどにて食堂等にいらっしゃる学生さんにお声をおかけするっていう形になるんじゃないかなというような、現在予測といいますかそういった方向性で話は進んでおります。

岩切：なるほど、対面で聞いていこうかなみたいな感じですか。

内田：そうですね。対面でやるってなると多少コストもかかりますので、そちらはちょっと実現できる

かどうかってのは不透明なところではあるんですが、可能であればそちらも行っていけたらなどは考えております。

岩切：わかりました。その項目とかって何か決まってる感じですかね。後でもいいのですが、どういうのがあるかちょっと見てみたいので、Slack とかに送っておいていただけると助かります。

内田：はい、わかりました。そちらに関しては執行役員の方にもお伝えさせていただきます。

岩切：はい、ありがとうございます。また次の質問ですが、学生スペース関係ということなんですけれども、ちょっとこれまでの経緯というか、その食堂の3階のことですよね、多分この学生スペースっていうのは。

内田：そうですね。基本的にはそちらに関してですね。

岩切：何かその歴史というか、今までこうなってきた、こういう要望があって今こういう取り組みをしているっていうか、もうちょっと詳しく把握したいっていうのがありまして、ちょっと軽く教えていただけないかなと思います。

内田：現在改修に至るまでの経緯ということでよろしいですか。

岩切：そうですね。これまでその3階が数年前とかはどう使われていたのかとかっていうのを。

内田：そうですね。私も当時慶應義塾大学に在籍していたわけではないので、具体的にどうなっていたかというのは私が聞いた話にはなってしまうんですが、コロナ以前はかなり控えめにいって荒廃していたというふうにお聞きしております。というのは、例えば食べかけの食品が散らばっていたりだとか、食べかけの食器が散らばっていた。あとはもう足の踏み場もないほど散らかっていたというようなお話は当時の方からもお聞きしております。それがコロナ禍を経て、多少綺麗になってきたところではあるんですが、そのような状況に戻さないためにも、ただいまかなり雰囲気としては暗くて、また基本的にはダンスの練習だとかそういったことにしか使われていないということですので、今回心機一転改修をするということで、大学側との話がまとまって、現在改修に向けて動いているというような形になります。

岩切：コロナ前とか今も聞かないけど使うことはできるっていう感じなんですかね。3階のスペースは現状でも。入ることもできないみたいな感じなんですかね。それとも入ることはできるっていう感じですかね。利用というか、汚いけど。

内田：現在はその集会室や和室といったものは使用は可能な状況であると私は聞いております。が、その他のテーブルや棚といったものがあそこに設置されているんですが、そちらに関しては一斉清掃を先日行いまして、今後改装に向けて物を放置されないためにも、現在は使用禁止となっているという状況でございます。

岩切：その3階の中でも使えるところと使ったら駄目なところがあるって感じですか。

内田：そうですね。現在は立ち入りが禁止されているところも一部ございますが、機能としては果たしているんじゃないかなというような認識ですね。

岩切：わかりました。それを改修して、学生が交流したり勉強したりするスペースにするってことですよ。一般の学生が使えるスペースにするってことですよ。

内田：そうですね。どのようなスペースになるかっていうのはまだ確定で決まっているわけではないので明確なご返答はできないんですが、より快適なスペースになるように今後改修していくつもりでございます。

岩切：団体に向けてというよりは一般塾生向けっていう感じってことですよ。

内田：そうですね。団体が使用できないというわけではないんですが、どういうものになるかっていう

のはそうですね、一般の方がより使いやすいようなスペースっていうような方向性であるんじゃないかなというふうには思います。

岩切：わかりました。ありがとうございます。

## (2) 塾生代表 執行役員の任命に係る議案

塾生代表 内田光紀：こちらは執行役員の任命に係る議案となっております。新たに執行役員として経済学部 4 年の荒谷優太君を執行役員に任命したく存じます。任命の理由といたしましては選挙関係ですね。選挙が 10 月に迫ってきておりますので、そちらに向けて新たに執行役員を任命した形となります。以上です。

議長 亀井佑馬：はい。では本件に関しまして質問発言等ある方いらっしゃいますか。大丈夫ですかね。はい。ないようですので、議決に移りたいと思います。この Zoom の挙手でやっていただけるとやりやすく嬉しそうです。賛成される方は挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。本議案は全会一致により可決されました。

## (3) 塾生議員 岩切太志 ヒアリングに基づく学校生活改善に向けた議案

塾生議員 岩切太志：こちらの議案は私がヒアリングを行っているんですけども、そちらの関連です。こちらの議案に関してはちょっとなんかどうなのという意見も他の議員さんからもいただいておりますが、ちょっと僕のイメージで 1 回進めさせていただけたらと思います。何かありましたら遠慮なく言ってください。議員さんとかもですね。まずこちらに挙げている項目に関して、今回答えていただけるところは回答していただいて。執行部の方は今もうこれ以上は増えないですかね。知識を持っている方というか。内田さんだけぐらいな感じですかね、今日は。

塾生代表 内田光紀：そうですね、今日ご回答できるのが私のみになるかなというような感じはします。

岩切：下からちょっとわかる部分に関しては Slack であったりとかで聞くっていうことはできますもんね、これについて。

内田：私どもがわかることであり、かつ議員の方にお伝えして問題ないことであればご回答させていただくことは可能です。

岩切：執行部がわかることとおっしゃいましたが、それをわからない場合に調査していただくっていうことは可能ですかね。

内田：調査することは可能ではありますが、そちらは議会での議決を持ってという形にさせていただきたいかなという感じではございます。あとはこちらに関して全部調査しろと言われても、ちょっと今執行部としましては、かなり全然理想値としてはこれだけを 1 ヶ月以内に調査するっていうのはかなり難しいというような認識はございます。

岩切：そうですね。まだちょっと重要そうなとこに絞っていけばいいかなとは思っていますが。ちょっと一番上から行ってみたいと思います。和室の畳・障子の損傷の様子についてっていうことですけども、この和室とかっていうのは塾生会館の管轄という感じでしょうか？

内田：そうですね。基本的にはあちらの出入りであったりだとか物品を管理しているのは塾生会館運営委員会であると私としては認識しております。もちろん塾生会館運営委員会は傘下団体でありますので、そちらに関して来年度の交付という形であったりだとか、そういった形での要望があれば、修繕するなどは可能であるとは思いますが。

岩切：なるほど。すぐに修繕とかじゃなくてちゃんと予算を組んでっていう感じなので結構スパンはかかるけど、そういう形で管轄内ではあるという感じでしょうか。

内田：そうですね。最終的な管轄は全塾協議会の範囲内ではありますが、普段の管轄といったものは塾生会館運営委員会となるかなというような形ですね。

岩切：なるほど。全塾としてはその交付金とかでそうして関わっていくみたいな感じでしょうか？

内田：そうですね。私どもから積極的にそちらまで普段から管轄するっていうのは難しいことから、塾生会館運営委員会にも管理していただいていますので、そちらから何か要望があったりだとか、あるいは特筆すべき要望がある場合は、修繕に向けて動くという形になるかなと思います。

岩切：なるほどわかりました。ちょっとまだ予算も先だと思うので、時期が来たらもう1回どれくらい壊れてるかっていうのを調査していただいて、私も協力できるからしたいですが、ちょっとその予算についてまた来たら考えていくということでこちらの問題はよろしいでしょうか？

内田：ごめんなさい、ちょっともう一度だけお願いしてもいいですか。

岩切：ごめんなさい、ちょっと滑舌が悪かったかもしれない。今はちょっと予算とかもまだ時期的には結構早いかもしれないので、もうちょっと時期が来たらその畳とか障子が本当にちょっとした修繕が必要な様子なのかっていうのをちゃんと検証して、必要だという形であればちゃんと予算になるかもしれないという形で解決していくという形でよろしいでしょうか？

内田：そうですね。これは全塾協議会の執行部としてのご回答にはなりますが、やはり正式な流れとしては塾生会館に、もちろんこちらで決議して修繕を行うということでもいいのですが、正式な流れとしては、どちらかと言えば、塾生会館運営委員会から来年度の交付金の交付の際に、こういったものの修繕をしたいというのが流れてくる、あるいは執行部から提案するでもいいですが、そういったことを経て、来年度、交付金にて修繕するだけの費用を、修繕するのであればですが、修繕するだけの費用を与えるというのが正式なフローであるというような認識はございます。

岩切：なるほど、わかりました。今執行部の提案を経てっていうのをおっしゃってましたが、その形でも、塾生会館運営委員会からその希望を出していただくみたいな感じでもいいと思うので、そういう感じですぐ取り組まないといけない感じじゃないけど、今後検討していただければしていきたいなと思います。これでいいですか。はい。どうですか。こんな感じでちょっと進めていこうかなと思うんですけど。ちょっと何か率直に伺いたいんですけど、ちょっとどうですか、亀井さんとか。

議長 亀井佑馬：ちょっとなんか1個考えたことは、最近 Slack と議会の使い分けをどこまでするか、どこまで Slack で済ませて良くてどこからを議会に落とし込むかっていうのは考えなきゃいけないなと思っていて。一応オフィシャルな場じゃないですか。議会がオフィシャルな場で Slack は非公式な場っていう認識なんですけれども。オフィシャルにしなければいけない、オフィシャルにしたいところとかも多分あると思うんですけど、それぞれこういうことをやっていますよってアピールだったり、ちゃんと議会で言いましたっていうのはやっぱり一つ、拍がつくとかいうか、そういうことにはなると思うので、もちろんこの議会でやるっていうことに意味は大いにあるとは思いますが、なんかやっぱりでも1個のハードルの高いものではあるべきとかいうか、はい。言い出すものはやっぱりこっちの出す側でも一旦精査した上で、議会に持ってくるべきだとは思っているんで、議案に関しても、割と多分個人でも調査できる部分っていうのは大いにあると思うので、その辺をもう一度検討していただいてからの方が僕はいいかなとは思っています。

岩切：なるほど、おっしゃってたことはまあ一緒です。結構僕としては1個やってみて、結構イメージ



通りというか、結構その変わったことに対して回答いただいて執行部側からですね、他の議員さんからも何か気になったことがあればその都度突っ込んでいただくっていう形でも、それなりに結構悪くはないのかなと思ってしまったんですが、どうでしょうか。本当にちゃんとその議案として一つのトピックとして扱うべきっていうのに関しては、やっぱりちょっとちゃんとそういう大事なトピックについてはまたちょっと用意してはいるんですが、って感じですかね。ちょっと今日はこんな感じでやらせていただけないでしょうか？

塾生議員 國武悠人：私からもいいですか。そうですね、何か今日は別にそんな多分全部やっても、あと20分ぐらいできるのかな。今日そんな議論が深くなりそうな議論はそんなないのでいいのかなと思うんですけども、これを毎月やるってなるとちょっときついなって感じはやっぱり正直亀井さんがおっしゃっていたようにありはして、自分が初回の議会で提案した中央機関調査権の方をうまく活用いただいて、文章の方で回答を得て、その回答を得た上で、より深く、議事録として公開されるべきだと判断したものですとか、あとはその議会という場で話すことに特に価値があると感じているものについては報告っていうのはまたこれも議長が言っていたみたいに、一つハードルの高いものにするべきかなっていうのは思います。例えば私が前回の議会であった質問っていう形式で、まずこの上からちょっと見せていただいて、和室の畳・障子の損傷率について検討するべきであるっていう考えを岩切さんが持っているとしたら、まず中央機関調査権の方で調査し、修繕の可否を検討するべきだと私は考えています。執行部の見解はいかがっていう質問を出して、その回答を踏まえて、しませんみたいな回答が返ってきたらそれはなぜですかっていう質問を議会でするみたいな。納得できる回答がもうその時点で返ってきたら別にいいわけじゃないですか。中央機関調査権を使って、議会での質問というか議決が不要な単なる質問という形で、最後に本当に重要だと思うのは議決みたいな感じでした。この3段階構え的に考えた方がいいんじゃないかなと思います。多分毎月この量だとちょっと重いのかなっていう気はします。はい、以上です。

岩切：なるほど。そうですね。中央機関への質問というのは大体どのくらいで返信いただけるような感じなんでしょうか？

内田：まあものによるといいですか、もちろん、すぐにお答えできるものであれば比較的早くご回答させていただくとは思いますが、本当にものによるというのがご回答となるかなと思います。例えばここにある日吉キャンパス体育館の設計の状況について調査するとおっしゃられましても、そんな事はもちろん執行部は知らないという、知っている方もいるかもしれませんが、ほとんどの方は多分知らないと答えると思いますので、もちろん執行部が管轄しているものであればお答えはしますが、その他のものに関して質問されても、これはちょっとひどい答えにはなりますが知らないというのが回答になるものは多いんじゃないのかなというふうには思います。それはもう大学に聞いてくれとか、ちょっとこちらを全部執行部が調査するってなるとかなり労力もかかりますし、そうするとまたコンビニ自販機やらなくていいのかという話にもなってきますし、他の事やらなくていいのかって話になってきますので、ちょっと難しいところです。あとはあれですね、こちらの議案の形式ですと別に出していただく分には構わないんですが、こちらに関して執行部に何か検討して欲しいってなったときに、こちらは何て議決すればいいのかっていう問題が生じてきますよね。例えば和室の畳・障子の損傷の様子については議会で調査して欲しいっていうふうには議決したいけど、予算報告マニュアルの配布方法について調査し改善を行うというのは別に議会で議決するものでもないよねみたいなことになったときに、これは可決となるのか、修正可決となるのか、どうなるのかっていう問題は、この事案のケースだとかなり生じてくるとこ

ろではあると思います。これは個人的な感覚にはなりますが、というようなところかなと思います。

岩切：そうですね。でも何かさっき話した感じだと結構何かこの場で解決できるというか、例えばさっきの畳・障子の話についても取り下げというか新しい情報を得ることができましたので、僕としては解決じゃないですけど、みたいな感じがあるんですよ。

内田：別にこちらの議案は別によくはないものとして言っているわけではなくて、議決する際に困っちゃうよねっていうのと、全部ちょっとやってくれと言われてたら無理だよっていうところが私の方であります。

亀井：さっきのやり取りが悪いかというよりは、さっきのやり取りを議会でやるべきかどうかって話なので、議会内でさっきのやり取りを行うべきか、あるいは Slack でもできるやり取りなわけじゃないですか。その辺をどこから議会にして、どこまでを Slack にしてっていう認識を持ちたいっていうのも一つあります。

岩切：はい、そうですね。それについてはちょっと今回はこちらの議案を結構本当にもう締め切り直前でぱっと作ってしまったっていうので、ちょっとなってしまったんですけど、やっぱりそれこそ最初、このような形で一回 Slack にバンと投げて、多分結構 7、8 割ぐらいぐらいは結構 Slack で多分解決できると思うんですよ。やり取りしていけばそれで解決して、それでもできなかつたりとか話し合っていきたいっていうのが数個程度残ると思うので、そういうのを今後議案という形で話していくという形にしていけば結構いいのかなと思いました。ちょっと今日はできればさっきみたいな形でやらせていただきたいなと思っているんですがっていう感じです。

國武：そうですね。だから今回は全部を質問した上で取り下げるっていう形にすれば、その質問と同じ扱いに事実上することができると思うので、最後まで読み上げて回答をもらった上で取り下げるっていうのが多分良いのではないかなというふうに思います。

岩切：なるほど、そうですね。とりあえず必要な情報、今得ることができる情報だけ得るという形だと助かります。議決をとるという意味では難しい部分もあると思いますし、そんな感じだとすごいありがたいかなと思っています。できれば早く終わらせるようにします。

亀井：はい、よろしくをお願いします。

岩切：何か気になったらどんどん突っ込んでいただいてって感じでお願いしたいですね。すみません。はい、では次いきます。部室を所有していない団体の荷物の受け取りを目的とする塾生会館の住所使用の可否を検討する。なんかその部室を持っているサークルとかっていうのは、その塾生会館の住所を用いて、学校で荷物の受け取りができるっていうことですよ今現状。

内田：そうですね。そちらに関しては、塾生会館の部室宛てに団体宛ての荷物という前提ではありますが、現在使用を許可しているという認識ではあります。ちょっと詳細に関しては、私は塾生会館運営委員会ではないのでこれが正確な回答かと言われると、そうではない可能性も含んではいますが、現状としてそういったものは認められているという認識ではございます。

岩切：僕も同じような認識だったんですけど、団体向けの荷物を学校で受け取るっていうのは便利のかなと思ってんですけども、部室がない団体もですね、その住所使用ぐらいだったらいいんじゃないか、できるんじゃないかということで、その住所だけでも使わせてくれるとすごい便利だという意見を伺ったんですが、こちらはどうでしょうか？

内田：住所が使用できないかというふうに塾生会館運営委員会に対して交渉するというのであればそちらはもちろんさせていただくんですが、またこういったところでの問題が出てきまして、基本的に

これまでの議会ですとこういったことを執行部にやって欲しいっていう場合は議決をとっているんですよ。ただこの議案だとその議決のやり方ができないという点で、また少々問題は生じてくるころではあります。

亀井：ちょっと一つ提案なんですけど、今回は執行部の管轄外のものは一旦来月に回すとして、執行部の管轄内に収まるものだけ話すっていうのはどうでしょうか。

岩切：そうですね。ただその1個1個取り上げて、今の問題だったら塾生会館と交渉する必要があるからちょっと外部も変わってくる問題だなっていう感じで今みたいな感じで確認していければいいかなと思います。

亀井：そうですね。はい。

岩切：最初に省いてから話すというよりは、何か今みたいな感じでいけるかなっていう感じです。

内田：そうですね、ごめんなさい。その他の事象に関してはちょっと別途できれば議案としていただきたいというのが正直なところではあります。果たして一体どれを議決してどれを議決してないのかっていう問題も生じてくるので、ちょっとまた9月議会がありますので、ちょっと議決を取りたいものに関しては、別途で出していただくのが良いのかなというふうに思います。

岩切：なるほど。簡単な議案でいいから、もし10個残ったらもう10個出して取っていくって感じだと結構いいですね。

内田：もちろんそれが必要であると岩切議員がお考えになったものに関しては、そういうふうやっていただくのがいいんじゃないかなというふうに思います。

岩切：はい、わかりました。やっぱりちょっと執行部側に塾生会館運営委員会とこれについて交渉してほしいという要望は Slack ではできない、議会で議決されないといけないということですかね。

内田：できるのかという問い合わせはできますが、それでできないと返ってきたときに、それをできるようにしてくれと Slack 上で言われても、それは議決をとっていただきたいっていうのがおそらく執行部側の見解になるかと思います。もちろんできるのかという可否の確認に関して Slack でしたいいただいても大丈夫です。

岩切：なるほど。先に駄目もとでもいいから1回 Slack でちょっと聞いてみたいと、交渉してください。はいじゃあこれはいいです。はい、では次ですね、大ホールのピアノ調律の状況を調査し調律の実施について検討する。なんか大ホールっていうのは塾生会館の2階ですかね。

内田：私の認識ではそうなのですが、ちょっとこれは私が出したものではないので、本当に大ホールと名称されているものは塾生会館の2階に存在するものであると私は認識しております。

岩切：そうですね、はい。そちらのピアノが現状なんか、使えない状況であるということで、どうしても外部の施設とかを使わないといけないみたいなことがわかりましたので、こちらまさに予算であったりとかっていう形で調律できないかなというふうに思っております。

内田：基本的にこちらちょっと正確な認識はないですが、基本的に塾生会館運営委員会が楽器を所持しているというのは、おそらくあまりないので、可能性があるとするならば、どこかの団体のピアノであるか、かつて使用していた団体がそのまま放置していたピアノである可能性があるということはお伝えしておきます。

岩切：なるほど。そのピアノが大ホールのかっていうのを、それこそ調査をまずする必要があるってことですかね。

内田：そうですね。もちろん併せて塾生会館に聞いてほしいということであれば、それぐらいであれば

Slack でご連絡いただければ、執行部の方から確認は取らせていただきます。

岩切：なるほど、わかりました。これは例えば調律するとなったらやっぱり予算を組んでからでないといけない感じだから、結構やっぱ時間はかかるってことですかね。

内田：もちろん塾生会館が自らが持っている予算でやるということであればもう交付は必要はないですが、新たに予算を組んでということだと、それこそ 2025 年度交付金の交付に落ちる話になるかなというふうには思います。

岩切：なるほど。それは塾生会館運営委員会の裁量によるってことですね。

内田：そうですね。それはそちらになるかなというような感じですね。

岩切：はい、OK です。次、予算報告マニュアルの配布方法について調査し、改善を行う。予算報告マニュアルっていうのがあるようですが、そちらが何か入手しづらいという意見を伺いましたが、これについてはいかがでしょうか？

内田：予算報告マニュアルというような名称のものに関しては、ちょっとごめんなさい、一瞬お待ちください。

執行役員 佐々木菜緒：さっきから失礼いたします。執行役員の佐々木と申します。こちらに関して予算報告マニュアルというのは我々の方では存在しておりません。予算の報告に関しましては、塾生向け情報の中で、財務資料の中で公開している範疇となります。おそらく指しているのはですね、監査報告と予算の配分決定についてのスライドに関してそちらご指摘をされているのかなと思うんですけども、我々としては公開している認識ですので、広報が足りないという点では、ご指摘の通りだと思いますが、公開はしておりますという答えになるかと思えます。以上です。

岩切：わかりました。そうですね。入手しづらいという指摘だったので、もうちょっと団体さんがそちらのスライドを入手されようと思った際は自分でそのホームページ、あとその全塾が執行部側から今ホームページで公開しましたとかっていうのは特にお知らせしてないという感じなんでしょうか？

佐々木：はい、回答いたします。そちらについて、公開いたしましたというお知らせは確かに流していないのが現状でございますが、公開していないかしているかという件においては公開しております。私から個人的なお願いにはなってしまうかもしれませんが、塾生議員の皆様にはこちらの広報を中心に頑張ってもらいたいなと思っております、やはり全塾協議会としても今リソースが足りていない中でこれを公開してくださいとか、これの公開の報告をしてくださいっていうのはすごくやはり実務を担っている身としては限界があります。その中で塾生議員の皆様にご覧いただきたくてほしいということよりはこれの広報をしていただきたいなと私達は思っておりますので、一度塾生議員の皆様にもですね、ホームページの方はもう私達は随時更新しておりますので、そちらの内容の確認からお願いしたいという形になっているかなというところでございます。その他に関しては、今回の議案については、かなり各団体からも情報を公開しているものが多いかと思っておりますので、そちらの情報が足りないという声を受け取った上で、塾生議員の皆様が今どのように広報の状況が起きているかっていうか、広報がなされているかを確認してですね、全てについて、やはり自分の目で確かめてもらって足りないと感じたときにこちらに広報するよう要請していただくのが、何か手続きが綺麗ですし、我々としてもすごくありがたいものであるかなと思えます。

岩切：はい。その広報の手段、塾生議員にその広報をおまかせしたいというか手伝っていただきたいという旨はわかったんですが、その広報の手段というのをあまり塾生議員ってのが執行部に比べて持っていないかなと思ひまして、例えばその執行部さんであれば例えば各サークルとか団体の連絡先だったりっ

ていうのを持ってるかと思うんですけれども、塾生議員はそちらにもアクセスすることはできないわけじゃないですか。なので何かそうですね、その伝え方を、伝える手段の情報を取りに行くことはできるかもしれないんですけど、その伝える手段っていうのがなんかどうすればいいかなっていうのは思います。

内田：ちょっと私の方から確認させていただきたいんですが、結局予算報告マニュアルっていうのが、さっき佐々木執行役員からの予測での回答はさせていただきましたが、ちょっと何を指しているのか具体的にはよくわからない。予算報告マニュアルという書類に関しては存在していないので、もちろん予算の出し方、決算の出し方っていう書類はございますが、そちらに関してはホームページで公開しております。かつ全部所属団体にはこちらをご覧くださいっていうふうにご案内をさせていただいております。おそらくなのですが、可能性があるとするれば、傘下団体からのお話ではないかと存じますが、広報に関しましては、私どもとしまして、傘下団体までの広報は現状はあまり届けられていないという現状はございます。ですので、広報のやり方に関しましては、ツイッター、多分おそらくインスタグラムでちょっとフォローの方しか見ないっていう可能性が全然ございますので、ツイッターなどにて、こういった書類がありますよって紹介であったりだとか、あるいはご自身でわからないって言われた方に対し、こういうところで公開されてますよっていうことをお伝えいただくと、より全塾協議会のためにもなり、塾生議員の皆様の活動に繋がってくると思いますので、そういったところで広報をしていただければと思うんですが、いかがでしょうか？

岩切：そうですね。ある意味今僕が行っていることは後者のことというか、実際にその問い合わせがあったので回答したいなという感じだったんですが、予算報告マニュアルっていうのがちょっといまいち、向こうが予算報告マニュアルっていうふうに書いてあったので。さっきちょっと議論がずれそうではありました。

佐々木：発言してもよろしいでしょうか。今チャットの方にですね、全塾協議会の財務資料についての公開ページを送らせていただきましたので、こちらを再度ご確認くださいと思います。私の方で今広報の話をしてしまったので、少しお話を逸脱する形になってしまったのですが、話を戻しますと、今回の議案について私の個人的な意見を述べさせていただくのであれば、このエリアの中で、この塾生から集まった意見の中で、やはり予算という都合もありますので、塾生自体、生活支援の中でですね、どれをプライオリティを高めてどのようにやっていただきたいのかというのを、具体的にお示しいただいた方が財務担当執行役員としても広報担当執行役員としてもやりやすいかなというところでもあります。以上です。

岩切：わかりました。ありがとうございます。そうですね。OKです。一応僕としてはその問い合わせをいただいたので、それに回答するにあたって、ちょっと僕では回答できなかったもので、その執行部の方に聞いてまた返信する形をとりたいなと思っていただいていたことだけはお伝えしたいなと思います。予算報告はちょっといろいろこちらとしても、そうですね、ホームページの情報ということで、1回ちょっと落としどころを考えたいと思います。はい、こちらは一旦大丈夫です。はい、では次、車の校内入校時間の現状、決定方法・延長の必要性について調査する。でもこれは学校側の問題を考えていくというのでよろしいでしょうか？

内田：そうですね。基本的には入校時間を管理しているのは学校側でございますので、もちろんそちらに関して学校側と交渉してほしいということであれば、交渉はさせていただきますが、そちらに関しては議決を持っての決定であるほうが執行部としても動きやすい、全塾協議会の決定として最高意思決定

機関が議会でございますので、そちらをもってしていただいた方が、もし交渉をするということであればしやすいんじゃないかなというようなご回答になります。

岩切：わかりました。その学校との交渉を依頼する議案っていうのを来月に提出しようかなと思います。はい次ですね、公認申請・継続における全塾協議会、学生部・顧問との連絡必要回数について調査し、改善の可能性を調査する。ちょっとおかしいな。簡単に言えば公認申請が結構手間が多いのではないかという意見ですね。例えばもうこれ必要なことかもしれないんですが、未成年者についての何か各項目っていうのがすごくなんか多くて、実際にやってるわけじゃないんですけど、なんかすごく情勢があるのかとかっていうことであったりとか、またその公認申請するにあたって多分、その各サークルさんが全塾に対してやり取り、学生部に対して提出したり、顧問ともやりとりっていうので何かどういう手続きのフェーズがあるのかなっていうのをこちらとしてもまず1回把握した上でですね、本当に必要なのかっていうのを検討していけばいいのかなと思っております。

内田：そうですね、公認申請のやり方に関しましては、ちょっと私どもから回答してもよろしいですが、慶應義塾大学のホームページにそもそも掲載がございますので、そちらを確認していただきたいというのが、ご回答というふうになります。

岩切：そのホームページに掲載しているのはサークルとその大学側に？

内田：そうですね。

岩切：ちょっと待ってくださいね。大学とサークル間はホームページに載っている。わかりました。そうですね、全塾とサークル間においてはどうですか。

内田：基本的に現状公認申請というのを司っているのは慶應義塾大学になりますので、もちろん傘下団体、あるいは全塾協議会所属団体に関しましては、全塾協議会とのやり取りを行っているという側面はございますが、基本的には大学において管理をしているという認識でございます。また連絡必要回数ということではございますが、基本的にあまり問題を起こしていない団体に関しては、現在Kサポートから公認団体支援システムで、ちょっと名称が不透明なんですけど、支援システムというところから公認申請であったりだとか、構成員の名簿の提出であったりとかが可能でございますというような回答になるかなというふうに思います。

岩切：なるほど、何かあるんですね。ちょっと私も存じ上げなかった。ちょっとリサーチ不足かもしれませんが、少なくともそうですね、議員側がもっとこういう知識というか、持っていれば、もっと団体様からの質問にもっと円滑に対応できると思います。このシステムっていうのがあるんですね。支援システムがあって、それからいろいろできる部分もある。でもそれは大学とサークル間の話ですよ。

内田：そうです。基本的には公認申請というものに関しては、大学が司っているものにはなりますので、全塾協議会とやり取りをしている団体というのはサークル総数から考えるとかなり少ない方であると思います。

岩切：傘下団体と所属団体に対しては全塾はやり取りしてるけど、そんなにものすごくなんか煩雑ではないんじゃないかというご意見でしょうか？

内田：そうですね。基本的にはそこまで複雑なやり取りは行っていないはずですよ。

岩切：なるほど。それぐらいはやってほしいみたいな感じですかね。

内田：そうですね。公認申請っていうのはもう大学から公認を受けるという作業でありますので、それなりに厳しいものが求められるというのは事実ではあります。かなり厳しいとは言いつつ、財務の定数がしっかり見られているのかというところは、議論の余地があるところではありますけど、それなりに厳

しいものであるということにはございます。だからこそ、厳しいものを通るからこそその公認申請であるということ、もちろん使いにくいであったりだとかそういった意見であればまた変わってくると思いますが、その連絡必要回数というものもちょっといまいち、ちょっとどの団体からどんなお問い合わせをいただいたのかわかりませんが、ちょっと私どもとしてはあまり意図はつかみかねるというような回答になります。

岩切：ちょっと連絡必要回数というのは、ちょっと僕がばあっと打ってしまって、ちょっと語弊があるかなというふうに思います。そうですね、わかりました。大学とサークル間については、ちょっと私が今いただいた情報を踏まえてですね、もうちょっと勉強したいと思います。全塾とサークル間に関して、その傘下団体と所属団体に対してっていうところで、もうちょっと詳しくですね、Slackの方で教えていただきたいなと思います。

亀井：一ついいですか。

岩切：はい。

亀井：公認申請であったり、他の教室の予約方法であったり、やっぱりいろいろ少し調べて、ちょっとはっきり言ってしまうと、調べれば簡単にわかることなんだと思うんです。それを議会で聞くっていうのはやっぱりちょっと違うかなと思うので、一旦この議案はこの時点で取り下げてください、1ヶ月後自身で調査するなり、そのヒアリングの内容であっても、この具体的にどういう点に問題を感じているのかみたいところをもう少し具体的に見ていただいて、文章にさせていただいてから議案にさせていただかないと、やっぱりこの何ていうか要領得ないやり取りっていうかがずっと続いてしまいますので、そのあたり検討していただいてもいいですか。

岩切：そうですね、わかりました。まあ今5個ぐらいやって結構そのイメージはつかめてきましたので、ちょっとどうしても話したい部分は何個か、ちょっと今から考えてそう何点かだけちょっと話し、残りはちょっと今亀井さんのおっしゃったような形にしたいと思うんですがいかがでしょうか？

亀井：はい。他の方もよければ。

國武：私もそれでいいと思います。

岩切：わかりました。ありがとうございます。そうですね。どうしようかな。はいまず次ですね、部活動の部員募集、試合観戦を促す広報を全塾協議会が行う方法という点をちょっと伺いたいと思います。何かその広報とかっていうのをその全塾がお手伝いするとかっていうことは、現状なかなかないという形でしょうか？

内田：部活動というものによると思います。というのは全塾協議会所属団体に関しましては、現状としてはかなり頑張っているというか、補佐していただいているような認識ではございます。その他の傘下団体に関しましては、ちょっと目が行き届いていない、もちろん多くの団体がございますので目が行き届いていないというような現状はあるのではないかなというふうに存じ上げております。そちらに関して要望があるようでしたら、もちろんこちらとしても断る理由というのはあんまりないとは現在の私の認識としてはございますので、そちらに関してこうした方がいいんじゃないかなとご提案があれば、また議案として提出していただければと思います。

岩切：わかりました。依頼があれば対応、所属団体に対しても対応していこうかなという感じということでもよろしいでしょうか？

内田：そうですね。そうなります。

岩切：わかりました。ありがとうございます。次は人員が足りてない所属団体や普通のサークルとかに

対して、事務局からの人員派遣を行う可能性についてですね。でもこれお忙しいですもんね事務局も。事務局って書いてあるけど執行部か。中央機関もなかなかやっぱりちょっとこれは厳しい状況でしょうか？

内田：人員が足りていない所属団体の活動というものが何を指しているかというのを教えてくださいてもよろしいですか。

岩切：所属団体とかが忙しいとして、それでちょっと中央機関の方がそれを手伝ってくれないかみたいな。所属団体のみならずサークルとかだったりでもいいですけど。例えば財務であったりだとか。

國武：私からいいですか。確か何でしたっけ、三田祭関連で私が7月か6月に質問したときに、何か三田祭には全塾の中央機関から派遣しているみたいな話があったと思うんですが、多分そういう話を質問されているみたいな感じなんですかね。

岩切：何か七夕祭のときにも派遣されてますか。ちょっとそれは全然、ヒアリングとかで全然勝手に聞いてしまった話なんですけれども。

内田：派遣はしておりますし、比較的所属団体の活動に関しては、人員の要望があれば派遣させていただいているところではございます。その他の団体に関しましては、別に全塾協議会中央機関っていうのは、何でもかんでも言ったら人を貸してくれる団体ではございませんので、もちろん何か大きな行事があって人員を貸し出してほしいということがあればもちろん検討はいたしますが、現状そのようなことを事業としては行っておりませんので、というような形になります。

岩切：なるほど。

内田：ちょっとこちらの調査系に関しては、議会で調査するというところで決議が必要なものでもないと思いますので、ちょっと本当に必要なものだけ Slack にてご連絡いただく形でもよろしいでしょうか？

岩切：そうですね。これはちょっと Slack でもよかったと思います。そうですね。ちょっと今すぐ回答いただけるかなと思ってお聞きしました。

内田：はい。ちょっとこちら、議事録にも残ってしまいますので、ちょっと重要な事項だけで可能であればお願いしたいなというような形です。

岩切：そうですね、あと二つ三つぐらいでおさめたいと思ってます。これやっぱり大事だと思って聞きたいですね。傘下団体に対して、これまでその財務の電子化は Kintone が導入されるということでお伝えして問題ないですもんねこれはね。

内田：そちらに関しては現在広報部でも広報の記事などの作成をお願いしている途中でございます。

岩切：これから伝えていこうとしていたという形ですね。

内田：はい、その通りです。

岩切：はいちょっとあと三つ聞かせてください。いやでもこれはこれ結構もしかしたら管轄外かもしれないんですけど結構同じような依頼・質問が来てるのでちょっと伺うんですが、学校外部の他の施設を借りるであったりとか、その外部の塾生じゃない、例えば外部の方をお呼びするときに、結構その手続きが非常に面倒くさいというご意見を伺うこともあるんですが、そちらについては、ちょっと何も回答できないという風な感じでしょうか？

内田：ちょっと今二つ三つ混ざっているといいですか、学校外の施設を借りる際の手続きに関しては、単純にその施設に関する連絡と、学外の活動届けを提出すれば良いだけというのが私としての認識となります。

岩切：なるほど。外部の方をお呼びする場合はどうでしょうか？



内田：外部の方をどちらにお呼びする場合の事をお話されてますか。

岩切：例えば日吉キャンパスで複数の大学で交流会をするであったりとか、複数サークルがですね、例えばあとは普通のちょっと有名な方を日吉キャンパスにお呼びして講演会を行うみたいな感じですかね。

内田：こちらは我々の管轄ではないのでお答えしづらいことではございますが、慶應義塾大学の校舎というのは原則慶應義塾大学生、慶應義塾大学のものでもありますので、基本慶應義塾大学以外の学生が含まれている活動に関して貸し出すことはできかねるといような認識でございます。

岩切：ただ大学が禁止しているということなので、大学との交渉が必要になってくるという認識でよろしいでしょうか？

内田：そうですね。現状の手続きとしてはそのように認識しております。

岩切：なるほど、わかりました。ありがとうございます。あと2つですね。部室の申請の時期と、どういう基準で審査されているのか。あと部室としてはやっぱ、例えば50個あって、80個ぐらい申請が来るのかとかっていうのはわかりますか。

内田：こちらは塾生会館運営委員会が公開している情報であると認識しており、ちょっと何団体かというところに関しては不明ですが、申請方法に関しては塾生会館運営委員会であったりクラブハウス棟執行委員会が管轄しているものとなりますので、そちらに関してお問い合わせいただければと思います。

岩切：わかりました。じゃあ Slack で伺います。最後メディアセンターの開館時間をやはり延ばしてほしいっていうのをやっぱり伺うんですが、公約として取り組まれている部分もあるかと思うんですが、それについて何かどういう交渉とかっていうのを進めているのかなと思ひましてですね。

内田：そうですね。これは前代表の山田さんからの公約の引き継ぎでございますので、どのような形であるかというものは多少お聞きしてのものではあるのですが、現状として進めているところではあります。しかし果たして、開館時間を延長した際に本当に需要があるのか、例えば今日吉メディアセンターは21時までの開館ですが、22時までの開館としたときに、果たしてその電気代に対してメリットがあるのか、人件費はもちろんかかりますし、電気代も夜間っていうのは昼間よりもかかりますから、そちらに対してどのぐらいメリットがあるのか、果たして24時間営業にしたときに、そうやって塾生のGPAが上がるよっていうんだったらもちろん大学側も喜んで検討してくれるかもしれませんが、別に塾生の成績が上がるわけでもなく、ただ単に終電がなくなった際の宿として活用されるっていうのは大学側としても困りますし、そのようなものが意図していないというところではございますので、交渉は続けておりますが、かなり難しいところであるというのが私の認識でございます。

岩切：なるほど。私のコンビニ自販機のように必要性について調査して、その根拠を固めてからもうちょっと交渉していく必要があるという形でしょうか？

内田：そうですね。必要性であったりとか、費用の問題であったりとか、そういったところを解決した上になるかなというふうに考えております。

岩切：わかりました。ありがとうございます。今回議会でこういう感じがちょっと特殊な感じになってしまい申し訳ないんですが、こういう感じでさっきその Slack でその回答をお願いするっていうふうにあれしたんですけどこういうふうにならば例えば Zoom とかでちょっとお時間をいただいて、対面で聞ける範囲で聞いていくとかっていうのは設けていただくことはできるのでしょうか？

内田：私どもの管轄事案に関してはお答えすることも可能ではございますが、今質問していただいたものの中に、かなり私どもでなくても回答できる事案というものが含まれておりましたので、そちらに関してはご自身でお調べいただく形でお願いしたいと思います。

岩切：そうですね、ちょっと実際にこのように進めさせていただいたことですね、ここはもっと自分で調べられたとかはやはり聞かないとわからなかったとかそういうのがよくわかりましたので、ちょっと今回はちょっと拙い議案でありましたが、今後改善していきたいと思っております。今日はこのような形でちょっとお時間いただいてありがとうございました。すみません、申し訳ないです。

國武：はい。執行部も代表の方もお疲れ様でした。結構こういう形の議案について、実際最後まで聞いてみて思うと、やっぱりそうですね、代表がおっしゃったように、単なる質問ってというのが今これだけ多くなって毎回ってなると、かなり時間が思ったよりかかるなというふうな印象を受けましたので、そこは適宜中央機関調査権のほうを利用し、先ほど議会外で面談をする権利、面談をしていくことができるのかみたいな話もありましたが、例えば私が定めた中央機関調査権の方では、塾生議会中央機関の活動を視察することができるという権利があります。何らかのその中央機関の会合に対して顔を出して、視察の範囲をどこまで定義するかによるんですが、顔を出して何か要望することってのは議会外でもできると思いますし、またあの資料の提出を求める権利を有するっていう権利を定めているので、それでとりあえず請求して、中央機関としてはそれはうちの管轄ではないみたいな 1 行で返信すればいい話で、わかっているところは答えるし、それはうちの管轄外とか、もう既に公開されていた話だったら、1 行でご自身でこちらからお探しくださいますように返せばいいだけの話で、そういった議会外での交渉、交渉というかできることはやって、そこで不服がある場合のみ、議会に持っていくという形の方が、議会の運営としてより円滑なものになるんじゃないかなと思えました。以上私見です。以上です。

岩切：はい。そうですね。今いただいた意見も踏まえてですね、ちょっと今日やってみてわかったことってのが非常に多かったんで、私自身反省というか振り返りを行って本当に今後もっと良い形になるように努めていこうと思っております。

#### (4) 塾生議員 岩切大志 選挙の広報の方法に関する議案

議長 亀井佑馬：4 番項に移りたいと思います。

塾生議員 岩切太志：はい。こちら選挙の広報の方法に関する議案を提出していただいて。もう 1 回ですね私がこれと同じような議案を 5 月に提示させていただいたんですが、そのときはまだその 6 月の塾生代表選挙とかっていうのは実施されていなくて、6 月どのような感じだったかっていうのを踏まえてもう 1 回ですね改めてこういうことをやったらいいんじゃないかっていうような提案というのを行いつつ、前回のその議案に対して私がコメントをしているという感じですかね書いてある通りです。お読みになりましたか。

塾生代表 内田光紀：もちろん議案資料としては目を通させていただきました。

亀井：冒頭で伝えたようにその文章に残していないところだけ説明をお願いいたします。

岩切：なるほど。

亀井：特になければ、特になしで大丈夫です。

岩切：投票所について書いてるんですが、無人とかでも無人の物理的な大きさとかっていうその視覚が大事なかなと思っていて。献血とかやってるじゃないですか。たとえば言えば、たまに日吉キャンパスに。そしたら大きな車とかって献血やってるんだってみんなわかるじゃないですか。そういうことでその投票所の設置が難しい要因としての人員の確保だったりとか、っていうのがあると伺いました。無人でその投票の QR コードをバンッと、もっとポスターレベルじゃなくてもうちちょっと何か視覚的に訴えるようなもの。視覚的に訴えた上でそれが投票できる。それで投票できたっていうのをやってみてもいいの

かなと。もし投票所が難しいのであれば。

あと書き忘れたんですが投票を促すメールですね。私達の議会選挙の時は、最終日の1回、もしかしたら最終日に2回あったのかな。メールとか、多分手続きで遅れてるんだらうなっていうところがありました。メールの送られるタイミングにしろ、日吉キャンパス前の大きい看板にしろですね。なんか日吉キャンパスの横断歩道の前に、すごい大きい横断幕が掲げられていると思うんですが、去年の12月の選挙のときは、投票日の初日からも設置されていたんですが、今年は何か早慶のバスケ慶早戦とかにが先に貼ってあってですね、最後の2日間か3日間だけの掲示とかなってしまっていたと思うので、そういうのはちょっと手配が遅れていたんじゃないかなと思っているので、そういうところもできるだけ今回の私の議案とかを8月、9月かに結構早めに目を通していただいております、計画的にやっていっていただけるといいのかなと思って。

亀井：説明は大丈夫ですかね。

岩切：そうですね。はい。

亀井：はい。では質問やご意見等ある方いらっしゃいますか。

内田：はい。

亀井：はい。内田君お願いします。

内田：はい。こちらに関しまして、現在の状況といたしますか、執行部の見解といったものに関してお話させていただければと思います。まず投票に関し、人員を増やすに関しましては現在の最大限努力はさせていただいているところではございます。もちろん所属団体にも協力を可能であるところは協力をさせていただいている状況で、これ以上全員集めるとなるとかなり困難を極める、というところはまず前提としてお伝えをしておきます。投票フォームに関しましては、特になしということで。

広報に関しましては、幟に関しましては設置が遅れていたということですが、私の認識ではですが、かなり頑張っていたような認識がございまして。もちろん別の確か留学フェアですね、留学フェアの幟と重なってしまっていたという点では問題がございまして、あれは臨時といたしますか、あれは仕方がないものであるというふうに認識はしておりますので、難しいところであるとは考えております。ポスターに関しては検討させていただきます。

こちらですね。投票所に関しましては、こちらかなり実施の検討が毎回されているものでございます。ただ、投票所というのはその性質上かなりコストがかかるものとなっております。と言いますと、投票所を設置するためにはまず投票所の建物といたしますか、テントの設置であったり、機器の設置あるいはオンラインになってますので、オンラインのパソコンの用意であったりだとか、先に投票した人の回答が見えない、誰が誰に投票したのかわからないようになる仕組み、であったりだとかあるいはそれを確認するための人員っていうのがさらに必要になってきます。投票所を設置するっていう考え自体は良いのですが、例えば投票期間が大体今1週間近く設けられていると思いますが、特定の1日だけを投票できるようにするとそれは権利が公平ではないということになってしまいますので、投票所を設置するのであれば、投票期間中ずっと設置しなければならない。投票期間中ずっと設置するってなると、授業中もずっと設置するということになってその期間、全キャンパスにて全ての投票所を維持するというのはかなり非現実的であるというのが近年の見方となっております。もちろん過去にはやっていた年というのはありましたが、その当時の反省を踏まえた上で、現在実施されないというような形になっているということの認識はしていただきたいというふうに思います。

岩切：はい。今までは、投票所の人、投票の確認までやってたのですか？

内田：投票の確認というのはどういった行為のことを指していますか？

岩切：今説明の中でおっしゃってたことで。

内田：ごめんなさい。それは多分私の失言でございます。投票の確認といいますのは、もちろんその投票がかつては紙でありましたので、例えば選挙の投票したボックスが勝手に開けられないように見張るであつたりだとか、あるいは複数個設置するのであれば、その分だけ人員が必要ですのでそういったところであるとお考えください。

岩切：これはそうですね。先ほど無人ということも言いましたが、QRコードとかっていうのバンッと置くだけでもいいと思いますし。確かに全キャンパスで実施するのは、全キャンパスまでも同様のことを慶早戦支援委員会が慶早戦のチケット販売という形で行ってると思うんですね。テント張って、ずっと一日中やるんじゃないですか。なので慶早戦支援委員会さんも多いわけではないので、日吉、三田、SFC ぐらいだったら何かないのかなとも思いつつ、それが難しいのであれば無人で視覚的に訴えていくために、投票所という名前はその場合、ふさわしいかわかりませんが、そういうことをやってもいいのかなと思っております。

内田：はい今の質問にお答えしますと、現状のシステム上1人1個URLが存在している状況でQRコードというのはあれですね、塾生代表センターにおいてシステムが変わりまして、1人1個URL与えられるようになりましたので、QRコードからの投票ができない。なので提示するのであればK-SuportのURLになってしまうというところで、実施をしてもいいですが、効果としてはあまり見込めないものにはなると思います。ゼロとは言いませんが、実際に行うのに比べるとかなり効果としては少ないものではあるかと思えます。またSFC、三田、日吉だけですと、それこそ1票の格差ですよ。例えば芝から候補が出たときに、芝には投票所がないけど、それは権利がちゃんと確保されたのかっていうお話にもなってきますし、信濃町から出たときも信濃町にはないけどというお話もなってきますので、そういったところで難しいという現状から、確保されていないというような認識でいます。

岩切：次をお願いいたします。

亀井：教授をお願いしていうところから、執行部の見解をお願いします。

内田：承知しました。教授をお願いしていうところは、おそらく5月議会でもお話させていただいたと思いますが、これは塾生自治の範疇からかなり外れたものとなりますので、可能な限り、あとは公平性というものもありますので、そういったものの観点からかなり難しいというふうにご回答させていただきます。続いて投票期間に投票に関するビラ配りに関しては特に問題ないということで飛ばします。

こちらですね。こちらも回答させていただいたと思いますが、椅子ですね。椅子に関しては、ちょっとこちら検討はいたします。検討させていただきたいと思えます。

岩切：いいですか。ごめんなさい。

亀井：はい、岩切さんお願いします。

岩切：そうですね。前回5月議会の際に紙が勿体ないみたいなことを言われたんですけども、ビラ配りやってたと思うんですけど、全体の広報で、そのビラも結構多分余ってたと思うんですね。部室だったりを目たんですけど、多分あれを1枚配るとその椅子に貼るっていうところ。その1枚の効果を考えたら絶対椅子に貼った方がいいと思うんですよ。

椅子に貼るっていう実現可能性に関しましても、應援指導部がその野球の慶早戦の際、5月末ですね、実際に椅子に全部、全ての椅子に日吉キャンパスですね。1階の。貼ってありまして、それは私ちゃんと写真を収めているんですけども。そういうこと実現可能性としてもあると思えますし、紙1枚が勿体

ないってのはちょっとおかしいんじゃないかなというふうにお伝えさせていただきます。

内田：そちらに関して承知いたしました。もちろん、今おっしゃっていただいたように私としては実現不可能ではないと思いますので検討させていただくと回答させていただいた状況でございます。もちろんこちらに関しても執行部の決定だけで決定できるわけではないので、明確な回答はいたしかねるというような形になります。

岩切：ありがとうございます。

内田：続いて、こちらの規制緩和ですね。こちらの規制緩和に関しましても、ビラ配り、ちらし頒布、演説可能エリアを広げるというのは、大学からこのエリアでというふうに大学と交渉し、そのエリアでと決まっている以上、現段階では難しい事項であるというふうに認識していただきたいと思います。特に三田に関しては通常の状態では、ビラ配りや演説というものすらも禁止されていて選挙という特例をもって許可されているという状況がございますので、そういった時点で難しいということをご理解いただきたいと思います。2019年度はコロナ以前の5年前の話にもなってきますのでかなり状況が変わってるところはございます。

また、下田寮はおそらく体育会系の学生がかなり多いところではありますので、どちらかというところと学生部というよりは慶應義塾体育会の管轄になるのではないかなというのが私としての認識としてでございます。ですので、学生部との交渉だけで全てが終わるわけではないということをご理解いただきたいと思います。塾生会館や学生団体ルームに関しましてはこちらの管轄の団体が許可をすることであれば実現はできるのではないかなというふうには感じております。

岩切：現状を伺って良いか悪いかとかっていう規定みたいなのはあんまりないですね。今のところ全部駄目ってことですね。

内田：現状として、私の認識ですが、塾生会館運営委員会がそのようなものを許可したことはないというふうに私としては認識しております。かつてこれは学外の話ですが、塾生会館に侵入しそれを受けて処罰されたという方もいらっしゃいますのでそういったところで難しいものではあるとは思いますが。

岩切：そうですね、今のトピックはちょっと実現難しいかなと思っております。はい。

内田：交渉次第であるとは思いますが、そういった認識でお願いいたします。各メディア対応の連携を図ることに関しては、メディアに依頼させていただくというのは一つ手ではあるのですが、例えば、塾生情報局っていうものに関してご依頼されたというふうに書かれていらっしゃいますが、塾生情報局っていうのは厳密には慶應塾大学の学生団体ではないんですね。あちらは公認としても出されていないしというところで、実情として慶應義塾の学生さんがやっているというところがあるのは存じ上げておりますが、そういったところに関して全塾協議会から依頼を出してということになると、少しハードルが上がってくるというところにはなります。また塾生新聞会とSFCクリップに関しましては、依頼をすること自体は可能ではあるのですが、かなり費用もかかってくるというところがあるというふうに私は聞いております。そのような事情から過去行わなかったという話を私は聞いております。

団体に投票フォームを送るということに関しましては、私が先ほどお答えいたしましたように1人1人個別のURLと変わってしまいましたので、現状の選挙システムがそのようなものになっている以上、現状ではそういったことが不可能であるというふうにご回答させていただきます。

それで投票ハガキですね、投票ハガキに関しては、こちら前田稔塾生代表の際に選挙ハガキは今後行わないというふうに決定が行われておまして、そちらを覆すということであれば可能ではございますが、現状の選挙管理局引当金には選挙ハガキ用の費用が含まれておりませんので、おおよそおそらく300万

近くかかってしまうというふうな予測があるとは聞いております。以上が執行部からの見解となります。議長にお戻しいたします。

亀井：ありがとうございます。その他発言等ある方いらっしゃいますか。僕から一点。中間報告と最終報告の締め切りに関してですが、議会の日程が変わったことを受けてこの変更はしませんか？

岩切：そうですね。中間報告9月7日でお願いしたい。1週間延びた分1週間延長という感じでしょうか？

亀井：9月7日までに中間報告ということですね。はい、ありがとうございます。はい、発言や質問等ある方いらっしゃいますか。

岩切：投票フォームが、先ほどから1人1人のURLになっちゃったってことは度々おっしゃっていたと思いますが、K-SupportのURLを載せていただくというニュアンスで、私としてはお伝えしているところだけ踏まえていただけるとありがたいかなと思っております。以上です。

内田：そちらに関しましても、現状全塾協議会といたしましてはグループの皆さんに投票いただくよう声掛けをしているという点で、URLを出していたかどうかはちょっと私の記憶にはないのですが、依頼はしているという点でご理解いただければというふうに思います。私からは以上になります。

亀井：荒谷さん。

執行役員 荒谷優太：担当者として回答いたします。2時間ぐらい前まで一般塾生でしたが、先ほど執行役員になりました荒谷と申します。選挙担当なので、どうぞよろしく申し上げます。自分は実は3年前まで全塾協議会の内部にいまして、選挙管理委員会に過去2回ほど参加しております。その後去年の12月選挙と今年の5月選挙6月選挙については一般塾生として外から見させていただいた立場としてお聞きいただきたいところがございますけれども、出していただいたものでいくつか実現が厳しいだろうなというものは正直ありまして、まず大前提として選挙の投票率向上っていうのが必須だっていうのはもちろん誰もが共通認識ではあると思うんですけども、選挙の投票率向上よりも大事なものっていうのも当然あって、一番は選挙の公平性なんですよ。公平性何よりっていうところでいくと、さっき内田代表が言った通り、月火水木金のうち月曜日だけ投票所を設置するみたいなことだと、月曜に大学に来る塾生にちょっと有利になってしまうとかいろいろあるとは思いますが、まず投票率向上は大事なうえで、投票率向上だけを考えるっていうのは少し違うということは、当然の認識ですけども述べさせていただきます。

個別の話で言うのであれば、まず選挙管理局の人手不足について、自分はそれが一番言いたかったんですけども、選挙管理局まず岩切議員の中でどういう認識かがちょっとあれなんですけど、選挙管理って結構いろいろ携わってる人がいまして、その人の中にも濃淡があるんですね。なのでガッツリ運営に携わっている人、それこそ立候補した皆さんだったら、覚えあると思うんですけども、メールを送って返信くれるような人いるじゃないですか。ああいう運営をやっている人と、あとはビラ配りとか投票所、今はありませんけど、投票所とか、そういったものにもご協力いただいている人など、いろいろひっくるめて選挙管理局っていうことなんですよ。人員確保について仮にその選挙の運営の人員であれば、運営の人はむしろ人がいすぎてもしょうがないところがあるんですよ。人手不足かどうかはすみません、自分はここ2年間の情勢は全く知らないんですけども、私の経験したときでは4人で丁度良かったんですよ。4人ぐらいは今の全塾協議会はあるだろうって勝手に思ってるのでそこは心配してないんですけども、岩切議員が言いたかったのはおそらく投票所とかビラ配りをする上で人手を集めたいっていう意味でお間違いないですか。

岩切：そうですね。はい。

荒谷：選挙管理委員会が回ってないようにおそらく見えたとは思いますが、回ってない原因っていうのはどっちかってその事務方ってよりかは、割と大人数が必要なタイプのところでいないんじゃないかっていう。

岩切：多分両方かなと思っています。人数っていうのも当然大事な要素であると思うんですけど、1人あたりがどの程度動いてくださるかっていうのももちろん重要だと思うんですよ。例えば、10人の中の一人だけが頑張ったほうが運営としては動くかもしれないわけじゃないですか。その4人っていうのが今何人いるのかっていうのを内田代表に伺いたいです。その上で、4人っていうのが馬力がある4人であれば全うであると思いますが。

内田：具体的な人数に関しましては、選挙管理局という構造上お答えはしかねるところではあります。私としても前回の選挙は候補者でありましたので、どれだけの人数が関わっていたかというのは具体的に知るところではないんですが、前回の選挙を中心に私の感覚ではございますが、おおよそ3から4人を幹部として動いていただけていたんじゃないかな、というのが私の感覚になります。

岩切：はい。そうですね、その3から4人がどれくらい馬力があつたかってことが結構重要なこと。

内田：こちらは一部執行部に関わってくることでありますので監督責任というところでもあるんですが、皆さんもご存知だと思いますが、全塾協議会というものの性質上皆さんボランティアでやっていたというところではありますので、責任者になったんだからお前は絶対にやれと、そういうことを強制しては、一部責任というのがございますのでやってくださいというところがあるんですが、強制はできないというところで無理くり動かすというのは、その人自身のモチベーションの低下というところに繋がってくるので、難しいところであるとは存じ上げています。個人的に元中央機関として存じている方に関しましては、かなり頑張ってやられていた方がいらっしゃったということに関しては、お聞きしておりますし、かなり大変な作業でありますので選挙の運営というのがね、かなり頑張っていたということは、ここでお伝えさせていただければと思います。

岩切：大変なお仕事であるっていうのは踏まえた上で、ずっと4人程度っていうのであれば幹部という立ち位置の人数を増やすことで、対処できる部分があるのであれば増やすことも検討していただいてもいいと思いますし、あと結構6月は一番いろいろやられていたんじゃないかなと思っています。議会選挙とか12月の選挙を踏まえてですね。はい、以上です。

亀井：発言がなければ、議決に移りたいと思います。

荒谷：よろしいですか。

亀井：はい。お願いします。

荒谷：今回の件に関して言えば、さすがに私の関わる限りは事務的な明らかな遅れとか、不足っていうのはないようにももちろん最大限努力はしますので、さすがにもう自分3回目なので、運営面はご心配なくって私は言いたいところではありますが、いかんせんまだ他のメンバーについて私何も聞いてないんですよ。そもそも私は経済学部4年って内田くんの名乗ったことがないのでよく知ってたなっていうレベルではありますから、今後相談してにはなりますけれども、今回は事務面においての人手不足っていうのは少なくとも候補者側には感じさせない、そしてもちろん一般の塾生に含めて議員さん含めて感じさせないよう、そこはそのぐらいの勢いでやっていければとは思っております。他の提案して下さったことについてももちろん再度検討っていうのはもう全然あり得ると思いますが、全体の話を通して言えば自分も2年前にチャレンジして駄目だったものってのは正直ありまして、例えば日吉キャン

パスの独立館の前の通路あるじゃないですか。あそこでビラ配りとかできたら強いなって当然思うと思うんですけども。それこそ3限終わりとか4限終わりとかにビラ配りしたりとかっていう発想は当然あったんですけども、交渉した結果あつてなく昼休みだけをお願いしますって答えられてしまいました。なのでもちろん当時から大学側の規制が緩くなってる可能性がゼロではないんですが、ちょっとこの辺りの多くは厳しいものが多いだろうなっていう見解はお伝えさせていただきたいです。食堂は、やろうと思ったらできる、個人的な感想ですけどもできるとは思うんですけども。個人的な認識としては、ハガキはちょっとお金がかかりすぎている。っていうのは、自治会費の10分の1をハガキに使うっていうのはいくら何でもじゃないですか。200万のうち200万ハガキに使って選挙しました、10%取りましたはちょっと。200万で10%買ってるので、それはさすがになんていうところ。200万で2000万買ってる状態はちょっとどうかと思いますけども、その紙代をケチっての投票率低下をさせてしまうみたいなことはさすがにおかしいなと思うので、紙代をケチするという理由で何か広報を怠るとかそういうことは個人的にはないと思います。以上です。何かあればどうぞ。

岩切：そうですね、3回目ということで経験のある荒谷さんであれば次の選挙という意味では荒谷さんのパワーでいける部分もあると思いますが、1人いればそこに頼れば行けるんだけど、その人がいなくなったら不安定になっちゃうみたいなのはやっぱりよくないかなとは思っています。

荒谷：そこはこちらとしても経験者を増やせるようには頑張ります。

亀井：はい。他に質問意見等ある方いらっしゃいますか。ないようですので、冒頭の8月31日というところを9月7日に変更した件で決議を取りたいと思います。賛成される方は挙手をお願いいたします。はい。ありがとうございます、全会一致で可決されました。

#### (5) 塾生議員 岩切太志 全塾協議会選挙投票規則改正に係る議案

議長 亀井佑馬：では、5番項の担当者の方ご説明お願いいたします。

塾生議員 岩切太志：はい。こちらについてはなんです、問題があると思いますので、今日の朝 Slack で送らせていただいたんですが、そちらのデータを使用してもよろしいでしょうか。

亀井：はい。内田代表お願いします。

塾生代表 内田光紀：そちらなんです、執行部の見解といたしましては、1週間前を過ぎておまして、かつ今回の議会1週間前の17日に開催される予定のものでしたので、それまでに扱う予定であった議案で行くのが規則上は正しいのではないかなというように見解もございますが、最終的には議長判断なのではないかというところで、そちらに関しては議長におまかせしたいと、執行部としては考えております。

亀井：はい。どの程度の変更ですかね。

岩切：では、一旦変更後のやつをお送りいたします。具体的には選挙期間とか変わってない部分もあるんですけども、条文二つか、三つに対してちょっと変更を加えているという形です。ただ選挙準備とかもあると思いますので、9月議会、9月21日になってしまうとバタバタしてしまうのかなと思いますので、できればお願いしたいかなと思っているんですが。

亀井：というのも、あまりに大きな変更を認めてしまうと、例えば当日の朝に議案の変更ですって言って、全然違う議案にしちゃうことが可能になっちゃうわけですよ。それは議事の運営としてよろしくないんで、何か誤字程度の変更であれば、認めるのはいいと思うんですけども。

岩切：わかりました。やっていく中で修正ってあるじゃないですか。修正の範囲じゃないかもしれない



けど、私が8月10日に提出した議案だと問題があるよねというふうにして、ちょっとこういうふうにしたらいんじゃないかっていう部分でこちらを使うというのはいかがでしょうか。同じようなことをやろうとしてるんですよ。このやろうとしてるって言い方変ちょっと語弊があるかもしれないですが、同じようなこと提案しようとしてるんですが、ちょっと違うという問題があったと。1回私が今日お送りしたのではなくて、8月10日にお送りしたデータで1回ちょっと話せる部分もありますので、変更がなくてそちらについてとりあえずお話していくという形でもよろしいでしょうか？

亀井：はい。お願いします。

岩切：まずこの第2条の部分ですが、これまでですと、企画書、選挙運動統計のGoogleフォームにポスター、チラシに加えて、その他みたいな欄から何か企画書の提出とかを行っていたと思うんですけども、現状の規則が何かできないように見えてしまうのかなと思ひまして、そちらの明示をしたいと思っております。第2条の第3項の部分で新たに企画書を提出する上記三つ以外、ポスター・チラシ・演説以外の選挙運動に関しての届け出をその特定選挙として申請するようにするというふうにするのと。

亀井：はい。今の文章で記載のないところに関してだけ補足説明をお願いします。なければなしで大丈夫です。

岩切：第2条に対応して、第17条も新たな条文を加えるという形になっております。一旦上の四つです。だから、第2条、第16条、第10条、第17条のところは、何も変わってないので、そこまでとりあえず話したいかなと思ひてます。以上です。ごめんなさい。

亀井：一旦この議案で扱うってことなので、この最後までで、補足の説明はありますか。

岩切：わかりました。最後まで一回で説明させていただきます。6月に特定選挙運動期間というのが設けられましたが、特定選挙運動っていうのを設けるということは必要だと思います。これまでだと先着制で、演説の申請だったりとかっていうのは、おかしいと思ひますので、割り当てる期間を設けるってことは必要だと思いますが、現状だと立候補受付をした後に、割り当ての申請の受付期間が3日間で、選挙管理委員会が実際に割り当てて大学と交渉していく期間が、8日間の計11日間ですね。選挙の割り当てのためだけに使用するというふうになっております。こちらが、ちょっと無駄ではないのかなと思ひておひまして、特定選挙運動割り当て期間が8日間は長いのではないかなと思ひまして、3日間に変更しようと思ひたんですが、3日間だと大学との交渉が、これまでは5営業日前だったと思ひますので、実は7日間程度は必要だと思いますので、3日間だとちょっと厳しいのではないかなと思ひております。やっぱちょっとこれを話すとなんか変なっちゃいますわ。

亀井：変になるところを話していただければその修正というところで今日出したのを使えるんじゃないかなと思ひます。

岩切：そうですね。三日間にしたらいいのではないかなと思ひたんですが、それは大学との交渉との兼ね合いで、まず不可能であるというふうに思ひました。現状まず塾生議会選挙の方は、3日間の割り当て期間となっておりますが、3日間では割り当てはできないと思ひますので、そちらを8日間にするというように私をこちらには書いておりませんが、今日送った方で、提案しております。

非常にわかりづらくて申し訳ないです。第30条についてなんですが、私が意図していたこととしましては、これまでは選挙運動期間というのが3週間だったと思うんですけども、その3週間の間には選挙の演説の申請期間も含まれていたわけですね。だから5営業日前までに申請しないとイケないということですよ。最初7日間っていうのは演説とかビラ配りとかっていうのはできなかったということになっておりますので、実質的に14日程度のビラ配りや演説を行える期間だったという形だったと思ひます。た

だ、6月の議会の条文の改正によって、割り当てが終了してから、つまり大学との交渉が終了してから、選挙期間の開始となりましたので、その演説ができる期間が実質的に1週間延びているわけですね。1週間延びることをまず自覚した上で、そのような改正を行っていたかっただけのも問題だと思いますし、演説とかをできる機会を1週間延ばす必要は特にないのかなと思っています。なので、21日間から14日間にしようと思ったのですが、これだとネットでの選挙活動というのが、7日間できなくなってしまうと思うんですね。つまりこれまであと3週間ありました。6月の代表選挙だと5月でもいいですけど、3週間ありました。最初の1週間は演説とかビラ配りはできないけどTwitterのとかインスタとかは、やっていいよってことじゃないですか。最後の後半の2週間はビラ配りもいいですし、ネットもやっていいという感じだったんですが、14日にしてしまうと、この最初の1週間の部分がなくなってしまうので、それだとまずいなと思ひまして、それを踏まえた修正というのを、今日をお送りしたPDFで解決できるようにしております。

第40条につきましては塾生代表選挙と対応したような形になっておりますので、塾生代表選挙と同じような論理で考えていただければいいのかなと思っております。ごめんなさい。伝わったかわからないですけども、私としても、今日提出した方で論理的な説明ができるように準備してしまったという部分がありましたので、わかりづらかったら非常に申し訳ないですが、一応説明としては以上となります。

亀井：はい。ありがとうございます。では、質問・発言等ある方いらっしゃいますか。はい、國武くんお願いします。

塾生議員 國武悠人：そうですね。全体的にコメントをしていくと、まず第16条の文字増やすってところは非常に賛同するところで、確かに私もギリギリで99が100ぐらいの詰め詰めになったんですけど、三つ以内の公約ってなると、それでも本当にパツパツでそれぞれの一つずつの中身を描きにくいなっていうのはあったので、150字以内っていうのがいいのかなっていうふうに思います。また、選挙運動期間については、今日提出した新しいやつでは、結局減らすっていう方向になるんですかね？

岩切：1回今日提出させていただいた方を説明するというのも難しいでしょうか？ 議会選挙は14日から17日間になっております。

國武：伸びる方向ですか。

岩切：伸びるといふかまず、私が説明文に結構詳しく書いちゃったので、これ説明文を読んでいただきたいかもしれないです。

國武：そうですね。この説明で理解ができました。それで言うとやっぱり自分は結構選挙期間を長めにとった方がいいと思ひまして、なぜかという選挙規則って、正直ザルだと私は思ひてるんですよ。選挙運動ってビラ配りですけど、別に選挙運動に該当せずに自分の知名度を高める手段っというのはいくらでもこの議事録のこの場では言及はしませんが、いくらでもそういう抜け道はあるわけなんですよ。そう考えると、実際の選挙みたいに選挙の公示された時点である程度もう構図が固まって、誰が当選するかって、あの人がこれまでいろいろ活動してきたし当選するよね、みたいになっちゃう状況は本来は望ましくないと思ひていて。そう考えると、本来では可能であればルール範囲内でみんなが競い合うという環境が理想論として望ましいと思ひてるので、なるべく選挙期間は長くとった方がいいんじゃないかなと思ひてます。今でも十分長いっていう指摘あるかもしれないですけど、それを少しでも短くするっていう議論にすると要はそれだけ、いわゆる事前運動に類するものを行った人が有利になるということと同義であるので、この部分に関してはわざわざ変える必要は自分はないかなと思ひます。以上です。

岩切：はい。良いですか。

亀井：はい、岩切くん。お願いします。

岩切：一旦ここのその他の条についてだけ補足しながら説明させていただきたいなと思っております。よろしいでしょうか？特定選挙運動受付期間・特定選挙運動割り当て期間の必要性はまだあると思います。その上でまず、これもさっきも言いましたが、これまではその選挙期間にその申請期間も含まれていたわけですよ。ただそれが、含まれなくなったから演説できる期間が実質 1.5 倍になったっていうことをまず認識しながら改正したのかという部分が問題であると思います。その前の前提として、まず私は選挙の長期化、これまでよりも伸ばすということについて疑問視しています。なぜかという選挙の長期化を防がないといけないと理由ということで、今回から選挙の開始が変更されたと思うんですね、10月の第2週という。これは Slack で伺いましたが、再選挙を行う際に即時に行うために10月の第2週にしたというふうに伺っておりますが、現状だと、先ほども申しましたが特定選挙の運動を受付期間と特定選挙運動調整期間の3日間と8日間の計11日間は何もできないわけですよ。何もできない中で、10月の第2週からっていう部分には含まれてしまうわけで終わるのがもう11月の終わりの方とかになってしまって、三田祭にもかぶりますし、再選挙も結局年を跨いだりとかしてしまって、テスト期間になって、結局再選挙を行うという10月の第2週にした目的は達成されないと思っております。ですので、私はまず選挙の長期化というか伸ばすってというのは、三田祭と被るっていうのと10月の第2章にわざわざ変更したっていう目的がから外れてしまいますので、このように提案しております。この長期化の部分についてはいかがでしょうか？

國武：すみません。それもそうなんですけども、この新しい方のやつが自分の手元に今なくて、そっちの画面見えてないんですよ。

岩切：チャットに送りました。一応お伝えしておく、選挙期間としては一応伸びています。伸びていて、ピラ配りができる期間はそのままで、ネットとかで運動できる期間というのは代表選挙は4日程度伸びているかなと思っておりますので、実質的には延長であるというふうに捉えていただいてもいいかなと思っております。

國武：理解しました。演説とか対面での活動が、初めのやつとかを読んで自分もこんがらがっちゃって減っちゃうのかなと思ったんですけど、伸びるっていう方向であれば特に反対する理由はないかなと思います。はい。私からは以上です。

岩切：まずこちらの今日お送りした方を取り上げていただけるかどうかというのはどうなのかなという次第かなと思っておりますが。

亀井：1個目のもともとのを出して、その修正という形で、今回は取り上げますが基本的には今後はなしでお願いします。

岩切：そうですね。不手際があって申し訳ないですけど、そちらに関しては、修正という形で、扱っていただけるのであれば、ちょっと説明の途中になってしまいましたが、この第2条、第16条、第10条、第17条の部分に対して、何か思うことがあれば伺いたいです。

執行役員 荒谷優太：はい。度々失礼します。執行役員の荒谷です。聞きたいのは第10条に関してなんですけれども、投票の期間を連続する7日間から10日間にしてらっしゃるかなと思うんですけども、この理由がちょっと曖昧でして、いや投票率向上しますと言われてたらそうですねってなるんですけども、延ばせば伸ばすほどいいわけではないと思うんですね。投票率を上げたかったら究極365日一生投票期間にすれば、それはいつか10%いくので、それはそれでなんですけども、一応今7日間ってなってる

理由が大学生っていうその都合上、月曜から日曜まで曜日単位で大体同じスケジュールで動くじゃないですか。そのこの日は大学の授業とか、この日はバイトとかもあるかもしれませんが、そうなったときに、そもそも論としては月曜から日曜まで 1 日ずつ確保しておけば、その投票の公平性を妨げることはないよね。例えば今はオンライン授業あんまりないんで、大体来てると思うんですけど、究極その金曜日を投票日とかにしちゃうと、金曜日大学に来ない人がちょっと損するみたいな。もちろんオンライン投票なんで、投票の権利はあるんですけども、そういうことが起こってしまうので一応 7 日間やっておけば間違いはないよねっていう意味だったんですね。これ 10 日間やるとなると、極端に不公平かって言ったらそうではないと思うんですけども。私も過去にあった選挙で、月火水木金月火っていう選挙の仕方をやったことがありますして、確かにそれは月火が 1 回多かったけど、不公平とまでは言い難いとは思うんですね。あれで我々ちょっと怒られて実は連続するっていう文言が追加されてしまって土日 1 回やめるっていうことができなくなっちゃったんですけども、いずれにせよ 10 日間に無理して延ばす理由もわかりにくいなというか、何か 10 日間だとどういふことがあるんだらうっていうことで、何かお考えがあれば聞かせていただきたいんですけども。

岩切：はい。そうですね。現状前回の代表選挙とかにしろ、中間報告というのがツイッターとかで行われていたと思いますが、後半に結構伸びてますよね、最後の方に。今回であれば、システムエラーという形で 12 時間程度でしたっけ、ちょっと忘れちゃいましたけど、伸びたの中でもプラス 300 票、300 票も増えていないかもしれないが、それなりに増えたわけじゃないですか。何か 7 日間だとまだ伸びしろがあるかなと思っていて、でも 14 日間とかだとそんなに変わらないのかなって。7 日だとちょっと漏れも大きいのかなと思って 10 日間やったら漏れがある部分も拾っていけるのかなと思って、10 日間としております。

亀井：はい、内田代表、お願いします。

内田：はい。今荒谷さんからもお伝えがありましたが、同じように第 10 条に関しましてお話をさせていただきたいと思います。こちらに関しまして、岩切議員 5 月期にもう同様の選挙期間を延ばしたいっていう議案を提出されて、山田代表からご説明を受けてらっしゃると思うんですが、そちらに関しては覚えてらっしゃいますか。

岩切：はい、覚えてます。もちろん、はい。

内田：そちらを受けた上でもう 1 回出されたっていうのはそちらの説明に納得ができなかったということですか。

岩切：そうですね、はい。

内田：どこが納得できなかったかっていうのを教えていただいてもよろしいですか。

岩切：納得できる部分も多少はあったんですけど、どういうことだったかピンポイントでちょっと。

内田：まず執行部としてお伝えしたいのは、このような議案を出す際はまずしっかりとご自身の中で検討を重ねてからご提出いただきたいっていうのはかなり執行部からお伝えしたいところではございます。先ほどの議案もございましたし、ちょっとあまりにも杜撰に議案提出を行われますと他の議員の方にもご迷惑ですので、プラスまだ議事録が公開されていないという点では執行部の不手際もございますので、大変申し訳なく思うところではございますが、ご自身が山田代表からご説明を、私としてはこちらの条に関して 5 月議会でも、まだ私が塾生代表ではございませんでしたが、しっかりと説明されているという認識を私自身もこの目でこの耳で聞きましたので、しっかりとそういったことを反映された上で議案を提出なさるということを私から強くお願いしたいというふうに思います。

もう一度執行部側の見解をお伝えさせていただきますと、こちらに関しましては再三申し上げております通り、大学からも7日間で10%ということでこちらはかなり長い間やってきてそちらを受けて実現して、その上で、自治会費交付金の受け取っているという実情がございまして、こちらを安易に改正するということは、大学からの信頼も落ちますし、例えば10%にいったとしても、今度は逆に自治会費交付金が受け取れなくなる、そういった可能性も踏まえた上でこちらを改正したいと言っていたように執行部からはお願いいたします。

岩切：はい、至らない点が多かったという点で申し訳なかったと思っております。そうですね。そちらに説明っていうのを5月に受けまして。

内田：その上でどのような点がご不満になったのでしょうか。

岩切：今のご説明でその他の大学との10%で契約ってわかったんですけど、もう1回議論したいなと思った点があったんですね。なので、今のように大学との交付金、代理徴収とかの条件が7日間っていうところも含まれてるというのであれば、こちらが安易に提案するものではないというふうに私は思います。もう1回議論したかったというイメージです。

亀井：僕からも一点いいですか。その大学との話は一旦置いておいたとしても、この7日間で最後の方に伸びている原因っていうのは、大学生はサボりがちっていうだけだと僕は思うので。むしろ10日に延ばしても何ら変わらないかなど。毎日コンスタントに投票されているのであれば、伸ばしたら増えるなっていうのは予想がつくんですけど、最後に伸びているのなら、やっぱり10日間に延ばしても最後が伸びるだけで、総数はあまり変わらないということだけ。

岩切：確かにそうですね。

國武：私もいいですか。代表に。もしかしたら自分の認識が違ったかもしれないのでお聞きしたいんですけども、大学からの交付金って要は「短い期間で票が集まる、だから正当性があるってところで重要だ」という話として私は認識してはるんですが。個人的には投票期間はそんな延ばしても投票しない人はしないし、する人はするとは思ってらるんですが、選挙の運動の期間をある程度しっかり設けるべきで、投票期間は今のままでいいのかなっていう考えなんですけれども。執行部と大学との関係的には、選挙投票期間ではなくて選挙運動期間を延ばす方もネガティブな印象を受けるものとして執行部は認識しているのでしょうか。自分がそこ混ざってたかもしれないので、確認したいです。

内田：執行部側の認識としましては、もちろん6月議会にて変更されたもので成立できるのであれば、ベストであると考えております。選挙運動期間が延びることに関して明確に駄目であるといったことを大学からご指摘を受けたことは、私の認識では選挙運動期間が延びただけでは大学から明確にご批判を受けることはない認識はしておりますが、慶應義塾大学も一枚岩ではございませんので、もちろんそちらに関してご不安を抱かれる方であったり、慶應義塾大学内の人方がいらっしゃる、またはそれに伴って全塾協議会自体の名誉であったり、地位が揺らぐということも可能性としてはあるということはお伝えしておきます。私としても慶應義塾大学の教職員の方たちの立場にいるわけではございませんので、明確なことを申し上げるのは控えさせていただきますが、そのようなリスクがあるということは前提としてお伝えしておきます。

國武：ありがとうございます。納得しました。

亀井：他にご意見ご質問等ある方いらっしゃいますか。

岩切：第2条と6条10条17条について今議論させていただきましたが、まず第10条につきましてはいろいろと問題もありそうなので、1回斜線を引くという形にしようかなと思います。私のデータの方で

とりあえず1回斜線を引かせていただいてまた後でお送りいたします。

次なんです、17条の第2項下の方ですね。これについてなんです、1キャンパスのみしか届け出ることができないと。例えば、4人候補者がいて同じ日に4人第1志望を出しました。でもその4人のうち、例えば2人ぐらいい別に三田でもその日やってもいいかなと思ってたら、その需要が取りきれないじゃないかなと思っておりまして、このように開始したらいいのではないかなと思いましたが、いかがでしょうか？

亀井：はい、内田さん。

内田：そちらに関してお話をさせていただきます。私も選挙管理局という人間ではございませんので、一部執行部の意見また私の意見も含まれますが、私の認識といたしましては、現状として、特定選挙運動をする際の先着順というシステムは大きく変更がないというふうに私としては認識しております。といいますのは、選挙管理局が特定選挙運動を実施する上で、割り当てを行う際におそらく希望順というシステムをとってしまうと、かぶった際により複雑な処理が必要になってくるという点から現状先着順で1キャンパスのみというような宣言をかけている、というふうに私としては認識しておりますので、私の認識ですが、選挙の負担を大きくかけたくない、他の場所にリソースを割くべきだということであれば、あまりこの部分の改正は好ましくないのではないかと、というのが私の意見でございます。以上です。

亀井：岩切さんお願いします。

岩切：その先着順だと問題が生じるから特定選挙運動期間を6月に設けたというわけではないのですか。

内田：どういった理由で定めたかということに関して私も全て把握できているわけではないのですが、私の中では特定選挙運動期間というものは、大学との交渉が必要だから設けたというような認識です。と言いますと、選挙を運営する中でこれまでは逐一候補者の方から選挙管理局に届け出をいただいてそちらを大学に提出し、交渉するというようなスタイルをとってまいりましたが、そちらのスタイルですと大学側の営業日であったりだとか、あるいは候補者側の提出のタイミングによって例えば23時59分に提出された場合、それはどうなるんだといった問題が生じますので、今回大学側と全塾協議会側で協議をしました結果、事前に決定し、そちらを大学側と事前に交渉しておくことで、そのようなトラブルが生じるのを避けようという目的のもと、制定されたものであると認識しております。以上です。

岩切：私の認識としては、例えば日吉で5回やる候補者と日吉で0回やるって候補者がその先着順という理由だけで、ちゃんと3日間設けて受付をデータも含めて出して、それを8日間の中で選挙管理委員会が平等に割り振ってくださった上で大学と交渉して、8日間の中で決め、大学とも交渉して決めますよってという認識でした。同じような質問になってしまっているのですが、そのためにやったわけじゃないんですか。

内田：私の認識であるということは強くお伝えしておりますが、私の認識では大学側との交渉に摩擦が生じるのでそちらを解決するために設置したというような認識になります。

岩切：先着制であるかどうかということを確認する必要が大事かなと思いました。

荒谷：私も特定選挙運動の割り当て期間を定められた日は一般塾生として議会を見ていたんですけども、私個人の認識としても山田前代表が一番強調していたのは、いわゆる何回も何回も大学と交渉するってときにやはり手続きのミスも生じてしまうことがあるんですね。私も実は経験上ありまして、あるエリアの選挙管理委員会時代にとある候補者の選挙演説を実施したいっていう申請書がうまく大学に届いてなくて、確認したところ、メールの容量が大きすぎて届いてなかったとかってというトラブルも

実際あったことはあるんですね。

当時と比べても今、演説の回数の制限をこのところかけてないと思うんですけども、それこそ代表選挙とか議会選挙、まさに前回みたいに代表前議会の補欠選挙を同時にやったりとか、そういった場合になると、演説の回数が異常な回数になってくるんですね。演説回数が増えること自体は選挙の広報にも当然繋がるので悪いことではないんですけども、そこで事務的な手続きミスが生じてしまうという理由で、割り当て期間っていうのは設けられたっていう認識ではあるんですね。

その一方で先着順が不公平だっていう指摘は一理あるのかもしれませんが、先着順っていうのは基本公平だと私は思っています。早く出せばいいだけなので。それを規則に明記しているので、出たい人は規則を見た上で早く出そうという動きはできるっていうことと、あとは先ほど内田代表も言った通り、仮に希望日がかぶった場合にどう決めるのかは、選挙管理委員会じゃ決めかねるんですよ。その度に呼び出してじゃんけんさせるかっていう話になってくるので、それは明らかに手間じゃないですか。ということを見ると、先着順で処理させていただくっていうのが、メールの到着時間でいつでも判断ができるので綺麗ではありますし、仮に例えば先ほどおっしゃったように「日吉の希望が1人目が来て2人目がかぶったから無理です」っていった場合は、2人目は即座に別キャンパスに切り替えるということは可能ですよね。3日間もありますので。なのでそれで全部空いてませんっていう場合にはもうその人が出るのが遅すぎると思っていますので、希望順を明示して届けるっていう手続きをあえて取る必要性があまりないんじゃないか。

もっと言うてしまうと、仮に先着順をやめて全員希望順を出したとします。第1希望：日吉=2人 第1希望：三田=1人 で提出されて、例えば日吉キャンパスがとれなかった人が第2希望を三田にしようとしたら、三田は第1希望の人が既にいるから取れませんみたいな、ややこしい問題に発展すると思うんですよ。てことを考えたときに完璧な制度ではないと思いますが、先着順っていう制度が事務方という目線では一番マシな制度ではあるんじゃないかなというふうには思います。

國武：ありがとうございます。初めこの議案を見たときは、希望順の方が総合的に良くなるのかなと思っていたのですが、確にかぶったとき、くじで決めるのかじゃんけんか決めるのかを選挙管理委員会に任せるっていうのは、選挙管理局の方がおっしゃったこの公平性っていうのが一番大事だっていう点と、疑念が生じるリスクがあるという点で、先着順でいいかなというふうに自分は執行部の説明を受けて思いました。ですが、それはそれとして先着順の場合にも、特定の候補だけが全部取っちゃうことも当然あり得ると。選挙運動員も演説できるじゃないですか、本人以外も。となると、意外とかなり1人で占有することができるんじゃないかなというリスクもあるので、可能であれば先着順っていうのを、条文上の原則にした上で、説明会などのときに、終了後もある程度 Zoom 開けてもらって、相互の連絡先交換とか、例えば自分の場合は、Twitterとかインスタとかなんですけど、そういうところで事前の調整することをおすすめしますとか、連絡先の交換をこの場でしておくことも選択肢の一つですよみたいな感じで初めて新人の方も次回出られると思うので、運用ベースでそういうふうに、「基本は先着順だけど全員に調整することを妨げるものではないし、そういったことをしたい人がいればやることはできますよ」っていうのを教える運用があってもいいのかなというふうに思いました。以上です。

荒谷：確かに一理あるとは思いますが、現実問題候補者説明会において、立候補するかわからない人がいっぱい出てくると思うんですね。議員の皆さんが当選した選挙のときって「まさか4人しか出ないと思わない」ぐらい多い人数が説明会に行ったと思うので、誰が出るかまでの判断っていうのはなかなか難しいんじゃないかなって思うので。連絡先交換は置いておいて、候補者同士の調整っていうのが、

実現性的に微妙なラインなのかなっていうことと、あと最初に言われたところで「今選挙運動員も演説ができる」っていう話があったと思うんですけども、これ塾生代表選挙のときに改正されたら大変申し訳ないですが、議員の皆様が受けた塾生議会選挙の当時の候補者説明会で実は私も一般塾生として出てまして。その当時、おそらく山田前代表が説明会で言っていたこととして、「運動員も演説はできるが、運動員の演説と候補者演説がかぶった場合は候補者演説を優先する」っていうルールがあったと思うんですね。そのルールって、内田代表が当選した当時の選挙ってありましたか。

内田：私の認識では、私実は山田代表に4月の議員選挙の際にご質問が挙がり、その際「山田代表の責任者としての判断でお決めになった事項は、今回の選挙にも適用されるのか」というご質問したところ、「適用される」と、当時の山田代表はお答えなさっていましたので。前回の選挙では候補者が演説するといったことはなかったと私としては認識しておりますが、不文律として適用されていたっていうふうに認識しております。

荒谷：であれば明確に説明会等で、どういう形でルールを決めるか、執行令になるのかは置いておきまして、「運動員の演説と候補者演説とかぶった場合については、候補者演説を優先します」っていうルールさえ設けるのであれば、占有という事態は避けられて、4キャンパス埋まっちゃいました、も当然生じうるかと思えますけれども1候補者による独占みたいな最悪の事態までは想定し得ないかなと國武さんの発言を踏まえてそう思いました。

國武：ありがとうございます。今のその不文律があるっていうお話が今も有効であるという話であれば、変える必要ないのかなというふうに思います。

亀井：岩切さんお願いします。

岩切：「候補者がいなくて運動員だけが演説っていうのは駄目」ってどこかに書いてあったと思うんですよ。12月のときは良かったです。去年の6月のやつをもう1回見てたら、駄目だったんだなって思いました。どこにあるかは失念してしまいましたが。

10分ほど前に私がお伝えしたかったことについてお話します。まずその先着順につきまして、確かにお話を伺っていると平等なように聞こえてきました。ただ私5月に、先着順ということで、フォームの空く日時が明示されておりまして、張り付いていたんですけども、フォームが空くのが30分ぐらい遅れたんですよ。10分間隔とかで見てました。例えば最初の12時から12時10分まではずっとやってましたけど、疲れてきたので10分後にもう1回見に行って30分したら入れたみたいな。だからこういうことがあったら、不公平になっちゃうのかなと思います。

先着順じゃなくてその割り当てっていうのは、かぶったときの調整が難しいということですかね。割り当て方法の明示みたいなのを行うことについては、告示のところに書いてありましたよね。第8条の2-9ですね。「今後選挙においては、特定選挙運動を実施する。日付および場所の各候補者への割り当て方法」って書いてありますからどうやって割り当てるかっていうのがここに書かれるってことですね。そこにちゃんと先着順なのか割り当てていくのか、選挙管理委員会が判断するような事項になっているのかなとは思いますが。

割り当ては難しいので、先着でも問題ないと思いますが、フォームが指定された時間に開かないと不平等な結果となってしまうと思いますので、例えば深夜の3時に結局開きますとか絶対不平等じゃないですか。なので、そこら辺を注意していただければ先着順でもいいのかなと思いますが、選挙管理局の運営体制によってまた数年後とかに同じようなことが起こりうるのかなとは思っております。以上です。

荒谷：とりあえず今のことに關していいですか。



亀井：はい、荒谷さんお願いします。

荒谷：そこだけ申し上げますが、前回10分遅れたかどうか私は残念ながら認識はしていませんが、仮にそういうことがあった場合に摩擦が生じる可能性ゼロとは言い切れないのはそうかもしれないので、とりあえず今回に関してはその言葉を受け止めまして、何時というのを明確に指定した上でその時間きっかりに開けて先着順、先着順じゃないのならば先着順じゃないかもしれませんが、少なくとも今の規定上は多分先着順だと思いますので、少なくとも時間をきっちり守ってというか予告した上で公平になるように努めたいと思います。

岩切：はい。今規定上とおっしゃいましたが、規定とかなくて、選挙管理局が判断されるのかなとこの条文、先ほど読み上げた条文を見た限り思います。割り当て方法が明示されるということなので、その告示の際に、現状決まっていたら、何か割り当て方法を明示するとかっていうイメージじゃない、この文章を踏まえると決めたことをお伝えするというイメージですね。決まったことをお伝えするのではなくて、今回はこれで行きますっていうのを伝えるというふうに僕は見えました。

荒谷：割り当て方法をどうするかっていうのが仮に議論があるとすれば、それは選挙管理の責任者が関わってくる案件ではありますので、この場でというのは当然無理にはなりませんけれども、ひとまずは前回のその事例を踏まえて私としてはフォームが開く時刻を守ってやらせていただきますということしか回答はできない状況でございます。

岩切：はい。そうですね。時刻に関しまして、議会選挙と6月の代表選挙の開票結果とかっていうのも結構30分とか遅れてるわけじゃないですか。だからちょっと不安に感じてしまうというのは私の過去の経験からすると、どうしても思ってしまうということだけはお伝えしておこうかなと思っております。

これ申請の際にその選挙運動員も同時に提出するっていう形ですかね。結構前の2週間後とかの予定をもう出さないといけないといけないことですね。

亀井：はい、内田さん。

内田：今後の選挙に関しましては、ちょっと議会で判断、議会でももちろん何か決めるということは大前提で最高意思決定機関なので可能ではありますが、今この場で次にもしかしたら出る可能性のある議員及び塾生代表が何かしらの次の選挙に関して規則の改正以外で口を出すということはあまりよろしくないことであると思いますので、次の特定選挙運動とは何かということに関しては、規則を読んだ上で候補者説明会などで質問されるのが良いのではないかなというのが私の認識でございます。以上です。

岩切：そうですね、今のはちょっと脱線しちゃったかなとは思いますが。今の17条第2項に関しては、その他に何か問題はないでしょうか。これは1キャンパスのみしか届け出ることができないということなので、そのままいいということでもよろしいでしょうか。

亀井：そうですね。改正をなしにするというのであればそれでいいですし、どうしてもこのままいきたいというのであればこのまま行ってもいいと思いますが。どちらですか。

岩切：いや、その先着制なのかっていうところで変わってくるのかなとは思いましたから、そこは不確定な部分がありますので、改正するとちょっとややこしくなるのかなと思いました。

亀井：結局改正しないという方向でいいですね。

岩切：そうですね。この第17条第2項に関しては、先着順なのに希望順って何？って感じじゃないですか。

亀井：改正しないということでもいいんですね。

岩切：私のデータ上で消させていただくということで改正しないということをお願いしたいと思いま

す。残りの条文に関しては一連の流れで、こちらで最後になると思うのですが。

亀井：10条も改正しないということでもいいんですよね。

岩切：10条も改正しませんね。一応データ上で今消しておりますので、また提示させていただきます。

亀井：選挙運動の期間に関してはどうしますか。

岩切：そちらを最後に今議論していきたいかなと思っておりまして。

亀井：これもさっきちょっと議論があって、やっぱり改正しないほうがいいんじゃないかという意見が出たと思うのですが、それを受けてどうでしょうか。

岩切：選挙運動期間も改正しない方がいいということでしょうか。

亀井：先ほどの、そのような議論ですよ。投票期間と同じような、概ね同じような理由で改正しない方がいいのではないかという話があったと思うんですが。

岩切：なるほど、わかりました。安易に改正したらいけないというのもわかるんですが、投票期間同様に選挙運動期間も改正すべきではないというのもわかるのですが、まず6月に特定選挙運動期間ということで実質的に演説する期間が伸びたわけじゃないですか。それが選挙運動期間の延長みたいなのと同位とは考えられないのでしょうか。

内田：岩切議員が申し上げたいのは結局のところ、選挙運動期間が短くなったから伸ばしたいという方向性であってまずでしょうか。

岩切：いや、ちょっと語弊があるかなと思います。伸ばしたいわけではなくて。

内田：今の岩切議員のお話ですと、この間までは長く選挙運動期間が設けられていたけど、今回のものを受けて選挙運動期間が短くなっちゃったから上手く直したいというお話ではないですか。

岩切：いや、6月の改正はむしろ演説できる期間というのが伸びたと思うんですよ。それは問題ないと捉えられているのでしょうか。

内田：問題ないというか、そちらに関してどのようなやり取りをやったかということに関しては当時の選挙責任者である山田代表及び選挙管理局の中でのお話になるので、私が言及するには不明であるということの言及でしかないのですが、当時の改正に関してはおそらく大学側の理解も得た上で問題ない範囲の改正であったのではないかなというふうに認識しております。ただ、私が関わっていたわけではないのでおそらくといったお話になってしまいます。

岩切：当然内田さんがちょっとわからないという部分があるのは承知の上なのですが、一回この6月の改正の議案の説明というのが山本琉仁さんの方から議会で説明がありまして、その休み時間に山本さんと話したんですよ。一回通してまた後からこれについて話そうみたいに言われたんですよ。連絡してるんですけど、LINEとか、元々知り合いだったのでLINE持っていて、けど連絡がつかなくて、話し合いもできず、自分で考えるしかなかったの自分で考えてこうするのがいいんじゃないのかなって。改正前提で6月に一回議決とったぐらいの僕はイメージなんです。6月で一回こうしたけど、また悪い部分もあるから改めていこうねという認識でした。以上です。

内田：そうですね、岩切議員の認識はよくわかりました。

岩切：まあそうとしか言えないですよ、申し訳ないです。どうすればいいんですかね。山本さん連絡取れないですかね。三田の学生ルームが水浸しになったとかは流してらっしゃったのですがね。

内田：執行役員に対して個別にご連絡する行為はやめていただきたいということは再三お伝えしておりますので、そちらに関しては塾生議会の方あるいはSlackのチャンネルの方でご連絡するようにお願いいたします。

岩切：そうですね。そちらは指摘を受ける前にちょっと LINE を送ってしまったという件ですので、気をつけたいと思っております。もう一回ちょっとどういった意図であったのかなどを話し合いたい部分ではありますが、もう一回山本さんと連絡を取るように、塾生議会の Slack でちょっと連絡を試みるというのを踏まえて、また9月議会でこちらをお話するという形でもよろしいでしょうか。

内田：9月議会で、もう一度熟考を重ねた上で9月議会にて提出されるということであれば、議会としては問題がないのではないかと思います。

岩切：熟考というよりかはまず話し合い。

内田：私の認識として申し上げますと、今後新たに選挙担当として荒谷執行役員に選挙に関して担っていただくということでお話しておりますので、選挙規則に関して何かご質問等ある場合は今後 Slack のチャンネルにて何かご質問投げてください、これは何か問題があるのかとかそういったことを聞いていただければと思います。

岩切：そうですね。今後荒谷さんの方で連絡を取っていただきたいということは伝わりましたが、先ほど選挙投票期間と同様に選挙運動期間を安易にいじるようなものではないという理由から今日は難しいというわけだったじゃないですか。ただ僕としては6月に山本さんとお話した際には改正前提という認識でありましたので、私としては一応色々と考えた論理ではございますので、特に山本さんとはなく荒谷さんと連絡をとっていただきたいという旨であれば、やはり持ち帰ってもっと議論を深めてからというふうがよろしいということでしょうか。そちらでいいと思うんですけど、9月21日とか直前でバタバタしないのであれば、別に私もそれはいいとは思っております。

内田：いや、もちろん個人的に山田前代表と LINE されるには全然構わないのですが、山田前代表とお話されたところで山田前代表は議案提出権を持っていない理論上一般人なわけでございますので。

岩切：山本さんですね、山本琉仁さん。

内田：山本さんですね、山本さんと別に個人的な LINE をされる分には一切連絡を取ることは禁止してませんが、業務に関しては原則 Slack を用いてご連絡するようにお話しておりますので、プラス今後選挙担当は荒谷執行役員に権限が移っているという認識でございますので、Slack のチャンネルにてご連絡されてもいいとは私としては考えております。また規則の改正に関しまして、私としても先ほど申し上げておりますようにあくまで全塾協議会が選挙成立のために無理やり延ばしているというように見られる可能性があるというだけで、もちろんそう見られない可能性というものも十分ございますので、そちらに関しては議員の皆様がどう判断されるかということになります。

岩切：そちらも踏まえてですね、一旦持ち帰って、あり方とかも考えた上でもう一回これからお話ししようとしていた部分に関しては9月の方に持っていきこうかなと思っております。そちらで9月になっても影響はあまり問題なさそうでしょうか。

内田：もちろん議案の提出は1週間前ということになっていきますので、1週間前にご提出できるようであれば問題ないとは思いますが。執行部としても特段何か特定の議員に対して不利益を与える形でご連絡を差し上げてるわけではなく、単にスケジュールの都合であったり、協議の都合上連絡を差し上げられないといったこともございますが、意図的に遅らせているというわけではございませんので、そちら含めて何かあればご連絡いただければと思います。

岩切：わかりました、ありがとうございます。では、議決をとるよう、斜線を引いたデータを1分後にお送りいたします。

亀井：では、その間になにか質問等ある方いらっしゃいますか。はい、内田くん。

内田：こちらは岩切議員に対してご提案なのですが、9月期議会においてもおそらく選挙投票規則の改正をおそらくご提出されると思うんですね。考えますと、こちらは岩切議員がもしも嫌だというのであれば全然構わないのですが、あまり短期間において何度も何度も改正を行うということはいいものではないので、8月期議会における議案を取り下げただいて、9月期議会にて一斉に改正するというのをご提案したいなと思って手を挙げた次第でございます。こちらいかがでしょうか。

岩切：そうですね、問題ないと思います。議案としても斜線だらけで分かりづらくなっておりますので、ぜひそうさせて頂けたらと思います。

亀井：はい、では5番項は取り下げという形でよろしいですかね。

岩切：はい。

## (6) 塾生代表 塾生議会補欠選挙の責任者選任の議案

塾生代表 内田光紀：こちら塾生議会塾生議会補欠選挙の責任者選任の議案でございます。意図としましては、次の塾生議会補欠選挙が塾生代表選挙と同時期に行うことが想定されております。そのような状況で二つの選挙を同時に行う上で、二つの選挙の責任者がバラバラであるということは、選挙の運営に多大な影響を及ぼし、要らぬ摩擦も生まれますので、確実に塾生代表選挙に出馬されないというふうな規則で決まっております議長を責任者とすることによって、この問題を解決したいと思い、議案を提出させていただいた次第でございます。以上です。

塾生議員 岩切太志：責任者というのは委員会の方と同意ということでしょうか。

内田：こちらに関しましては選挙責任者です。一般的に申しますと選挙の最終責任を取るものという意味での選挙責任者ですね。もちろん選挙管理局の意思決定には選挙責任者の意思決定というものも一部含まれるものにはなります。お答えになっておりますでしょうか？

岩切：選挙管理局のメンバーの中のトップということではなくて、特別顧問のようなイメージでしょうか？

内田：選挙管理局というものの自体ある程度ふわっとしたものではありませんが、実質的なトップではあります。しかし、選挙責任者に関しては、この選挙におけるトップというような認識でお願いしたいです。以上です。

議長 亀井佑馬：他に質問のある方いらっしゃいますか。なければ決に移りたいと思います。本議案に関しまして、賛成される方は挙手をお願いいたします。全会一致で可決されました。

## (7) 塾生代表 全塾協議会塾生議会規則改正に係る議案

議長 亀井佑馬：では第7番項に移りたいと思います。担当者の方お願いいたします。

塾生代表 内田光紀：はい、こちらに関しまして私の方からご提出させていただいたものでございます。こちらの制定意図といたしましては、11月期塾生議会において万が一今回の塾生代表選挙において塾生議員の定足数が減少してしまった場合におきまして、10月期・11月期定例会が開催できないといった事態が起こり得ますので、「新たな塾生代表の就任は妨げない」というような目的のためにこちらの議案について提出させていただいた次第でございます。以上です。

亀井：では本件に関しまして、質問発言等ある方いらっしゃいますか。大丈夫ですか。特にないようですので議決に移りたいと思います。本件に関しまして賛成される方は挙手をお願いいたします。はい、ありがとうございます。本件は全会一致により可決されました。しかし、本件議案は塾生議会規則第8条

第 2 項に該当いたしますので塾生代表に再議の有無を確認いたします。それでは塾生代表本議案に対して再議の要請はされますか。

内田：要請いたしません。

亀井：塾生代表が再議に付さないと判断したため、本件は成立いたしました。以上で本件の協議を終了いたします。

## 7. 連絡事項

議長 亀井佑馬は、11 月期の議会は日程がずれるということで大丈夫かと確認した。

塾生代表 内田光紀は、選挙の日程は選挙管理局におまかせしてしまっているので、何か日程がずれるなどがあれば選挙管理局よりご連絡させていただくと回答した。

## 8. 閉会宣言

議長 亀井佑馬が閉会を宣言し、閉会した。